

大韓民国産炭酸二カリウムに対する関税定率法
（明治43年法律第54号）第8条第27項に規
定する調査開始の件（令和7年8月20日付け財
務省告示第225号）で告示した調査に関する調
査結果報告書

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国	- 1 -
1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-3-1 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1-3-2 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1-4 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-4-1 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-4-2 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-5 調査開始の経緯	- 2 -
1-5-1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯	- 2 -
1-5-2 課税期間の延長申請	- 3 -
1-5-3 調査開始の決定	- 3 -
1-6 調査開始後の経緯	- 4 -
1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 5 -
1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等	- 6 -
1-6-1-2 輸入者への質問状等の送付等	- 7 -
1-6-1-3 本邦生産者への質問状等の送付等	- 9 -
1-6-1-4 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 10 -
1-6-2 質問状回答書の不備等の指摘	- 13 -
1-6-3 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 14 -
1-6-3-1 証拠の提出及び証言	- 14 -
1-6-3-2 対質の申出	- 14 -
1-6-3-3 意見の表明	- 14 -

1-6-3-4 情報の提供	15-
1-6-4 現地調査	15-
1-6-4-1 本邦生産者に対する現地調査の実施	15-
1-6-4-2 本邦生産者に対する現地調査後の手続.....	16-
1-7 秘密の情報.....	16-
1-8 証拠等の閲覧.....	16-
1-9 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	17-
1-10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用.....	17-
2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項.....	18-
2-1 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実	18-
2-1-1 総論.....	18-
2-1-1-1 不当廉売差額の基本的考え方	18-
2-1-1-2 正常価格の算出の基本的考え方.....	19-
2-1-1-3 輸出価格の算出の基本的考え方.....	20-
2-1-1-4 端数処理の基本的考え方.....	20-
2-1-2 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方	20-
2-1-2-1 調査対象貨物.....	20-
2-1-2-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物	21-
2-1-3 供給者	21-
2-1-3-1 正常価格	21-
2-1-3-2 本邦向け輸出価格.....	22-
2-1-3-3 通貨の換算	22-
2-1-3-4 不当廉売差額率	22-
2-1-4 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論.....	23-
2-2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ.....	23-
2-2-1 総論.....	23-
2-2-2 供給者の余剰生産能力	24-
2-2-3 供給者の将来の生産.....	24-
2-2-4 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在.....	25-
2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在.....	26-
2-2-6 不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討.....	26-
2-2-7 韓国を原産地とする炭酸二カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論	28-

3 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	28 -
3-1 本邦の産業	28 -
3-2 同種の貨物の検討	29 -
3-2-1 物理的及び化学的特性	30 -
3-2-2 製造工程	30 -
3-2-3 流通経路	30 -
3-2-4 用途	31 -
3-2-5 価格の決定方法	31 -
3-2-6 代替性	31 -
3-2-7 貿易統計上の分類	32 -
3-2-8 同種の貨物の検討についての結論	32 -
3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	32 -
3-3-1 当該輸入貨物の輸入量	32 -
3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	34 -
3-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討	36 -
3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	37 -
3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	37 -
3-4-1 生産高	37 -
3-4-2 生産能力・稼働率（操業度）	39 -
3-4-3 販売及び市場占拠率	39 -
3-4-4 在庫	40 -
3-4-5 国内価格に影響を及ぼす要因	41 -
3-4-6 利潤	42 -
3-4-7 投資及び投資収益	42 -
3-4-8 資金流出入（キャッシュフロー）	43 -
3-4-9 資金調達能力	44 -
3-4-10 雇用	44 -
3-4-11 賃金	45 -
3-4-12 生産性	45 -
3-4-13 成長	46 -
3-4-14 不当廉売価格差の大きさ	46 -

3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 ...	47-
3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ	47-
3-5-1 将来における当該輸入貨物の輸入	47-
3-5-2 将来における本邦の炭酸二カリウム市場規模	48-
3-5-2-1 その他の証拠の提出及び意見の表明	48-
3-6 本邦の産業に与える実質的な損害が指定された期間の満了後に再発するおそれについての結論	60-
4 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解	62-
4-1 調査の経緯に関する事項	62-
4-1-1 重要事実の開示	62-
4-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見	63-
4-1-3 秘密の情報	63-
4-1-4 証拠等の閲覧	63-
4-2 「2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討	63-
4-2-1 正常価格に係る反論・再反論の検討	63-
4-2-1-1 正常価格に係る反論	64-
4-2-1-2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論に対する再反論	64-
4-2-1-3 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論の検討	64-
4-2-2 供給者の将来の生産に係る反論・再反論の検討	65-
4-2-2-1 供給者の将来の生産に係る反論	65-
4-2-2-2 供給者の将来の生産に係る反論に対する再反論	65-
4-2-2-3 供給者の将来の生産に係る反論の検討	66-
4-2-3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論・再反論の検討	66-
4-2-3-1 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論	66-
4-2-3-2 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論に対する再反論	67-
4-2-3-3 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論の検討 ..	67-
4-2-4 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論・再反論の検討	68-

4-2-4-1	追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在及び不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論	- 68 -
4-2-4-2	追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在及び不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論に対する再反論.....	- 68 -
4-2-4-3	追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在及び不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論の検討	- 69 -
4-3	「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討	- 69 -
4-3-1	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論・再反論の検討	- 70 -
4-3-1-1	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論.....	- 70 -
4-3-1-2	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論に対する再反論	- 70 -
4-3-1-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論の検討.....	- 70 -
4-3-2	その他の証拠の提出及び意見の表明に対する調査当局の見解に係る反論・再反論の検討.....	- 71 -
4-3-2-1	その他の証拠の提出及び意見の表明に係る反論	- 71 -
4-3-2-2	その他の証拠の提出及び意見の表明に係る反論に対する再反論.....	- 72 -
4-3-2-3	その他の証拠の提出及び意見の表明に係る反論の検討	- 72 -
4-4	重要事実を支持する意見.....	- 73 -
4-5	重要事実に関する反論・再反論の検討についての結論	- 73 -
5	結論	- 73 -

(別添) 主要証拠等目録

(注 1) 【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

(注 2) 本報告書では、以下のとおりとする。

- ・ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）を、単に「AD 協定」という。
- ・ 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）を、単に「法」という。
- ・ 不当廉売関税等に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。令和 8 年政令第 85 号による改正前の題名は不当廉売関税に関する政令。以下、同改正の前後を通じて「不当廉売関税等に関する政令」という。）を、単に「政令」という。
- ・ 不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（令和 8 年政令第 85 号による改正に伴う改訂前の題名は不当廉売関税に関する手続等についてのガ

イドライン。以下、同改訂の前後を通じて「不当廉売関税等に関する手続等に関するガイドライン」という。)を、単に「ガイドライン」という。

1 総論

1－1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1－1－1 品名

- (1) 炭酸二カリウム

1－1－2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2836.40 号に分類される。

1－1－3 特徴

- (3) 一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料等として使用される。

1－2 調査対象貨物の供給者及び供給国

- (4) 大韓民国（以下「韓国」という。）の生産者及び輸出者。

1－3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1－3－1 不当廉売がされた指定貨物¹の輸入が指定された期間²の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (5) 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで。

1－3－2 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (6) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで。

¹ 炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和 3 年政令第 65 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる貨物をいう。以下同じ。

² 炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる期間をいう。以下同じ。

1－4 調査の対象とした事項の概要

1－4－1 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (7) 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 指定貨物の正常価格（法第 8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
 - (イ) 指定貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) その他不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

1－4－2 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (8) 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 不当廉売がされた指定貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売がされた指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売がされた指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響
 - (エ) その他不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

1－5 調査開始の経緯

1－5－1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯

- (9) 令和 2 年 4 月 30 日、法第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「大韓民国産の炭酸カリウムに対する不当廉売関税を課することを求める書面」が、カリ電解工業会から提出された。
- (10) 令和 2 年 6 月 29 日、当初申請に基づく調査（以下「当初調査」という。）を開始し、その結果、韓国産の炭酸二カリウムについて、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、令和 3 年 6 月 24 日から令和 8 年 6 月 23 日までを課税期間として、当該課税期間中に当該国から輸入される炭酸二カリウムに対し、不当廉売関税

を課すこととなった。

1－5－2 課税期間の延長申請

- (11) 令和 7 年 6 月 19 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、AGC 株式会社から、「大韓民国産の炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」（以下「申請書」という。）が提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
AGC 株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

- (12) 申請者は、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、同者の令和 6 年 1 月から同年 12 月までの炭酸二カリウムの生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）³を満たしていた。
- (13) 調査当局は令和 7 年 8 月 13 日、韓国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知⁴した。

1－5－3 調査開始の決定

- (14) 申請書を検討した結果、不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ及び不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと⁵から、調査を開始する必要があると認められたので、令和 7 年 8 月 20 日、申請に基づく調査の開始を決定⁶し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知⁷（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示⁸した（調査開始告示⁹）。
- (15) 調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11

³ 政令第 5 条第 1 項第 1 号

⁴ AD 協定 5.5

⁵ ガイドライン 6. (2)

⁶ 法第 8 条第 27 項

⁷ 政令第 8 条第 1 項

⁸ 政令第 8 条第 1 項

⁹ 財務省告示第 225 号（令和 7 年 8 月 20 日）

条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定による対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

- (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和 7 年 11 月 20 日
- (イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第 16 条各項に規定する告示の日
- (ウ) 対質の申出についての期限 令和 7 年 12 月 22 日
- (エ) 意見の表明についての期限 令和 7 年 12 月 22 日
- (オ) 情報の提供についての期限 令和 7 年 12 月 22 日

また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始に当たり、令第十条第二項前段¹⁰の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（一）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

- (16) 令和 7 年 8 月 20 日、韓国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹¹（申請書（開示版）の写しを添付¹²）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、令和 7 年 10 月 3 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹³した。

なお、本調査の開始決定に際し、令和 7 年 8 月 18 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁴した。

1－6 調査開始後の経緯

¹⁰ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 3 項前段

¹¹ AD 協定 12.1 及び 12.3

¹² AD 協定 6.1.3 及び 11.4

¹³ ガイドライン 6. (3)

¹⁴ 政令第 18 条第 1 項

1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況

- (17) 令和 7 年 8 月 20 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力をお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項¹⁵並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙、確認票及び質問状を財務省¹⁶及び経済産業省¹⁷のホームページに掲載して公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項¹⁸並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

- (18) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日本国韓国大使館に対し当該質問状を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(20)の 1 者に対して当該質問状を送付したことを伝えとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がいる場合、証拠の提出の機会を設けるため、諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対して、それぞれに係る確認票において、韓国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

¹⁵ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

¹⁶ <https://www.customs.go.jp/tokusyu/tankari.html>

（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

¹⁷ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/tansankari/index.html

（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

¹⁸ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

(19) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書¹⁹の提出状況等については、「表2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況」のとおりであった。

具体的には、下記「1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-6-1-2 輸入者への質問状等の送付等」、「1-6-1-3 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-6-1-4 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な情報の提供としてこれを受理した。

表2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
	A	B	B/A	C		C/B		D	D/A
	件	件	%	件		%		件	%
			生産	輸出	生産	輸出			
供給者	1	1	100.0	1	1	100.0	100.0	0	0
輸入者	4 ²⁰	3	75.0	2		66.7		0	0
本邦生産者	2	2	100.0	2		100.0		1	50
産業上の使用者	20	7	35.0	6		85.7		3	15.0

(注1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注2) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点第2位を四捨五入している。

(注3) 上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者には当たらないことが明らかになった者を含む。

1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等

(20) 令和7年8月20日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の供給者1者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付²¹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

¹⁹ 本報告書中「回答書」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

²⁰ 調査開始時に輸入者向けの一式を送付したものの、後に確認票の回答から輸入者に該当しないことが判明した善ケミカル株式会社を含む。

²¹ 政令第10条第3項

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項²²並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(ア) 令和 7 年 8 月 20 日に供給者質問状等を送付した供給者
UNID Co., Ltd. (以下「UNID²³」という。)

(21) 確認票に関して、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出があり、調査対象期間中に調査対象貨物の生産又は本邦への輸出実績がある旨の回答があった。

(22) 供給者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・ 質問状等の 送付日	確認票 回答日	生産・輸出の 実績及び 協力可否	質問状 回答日（調 査項目 A）	質問状 回答延長要望 （調査項目 B～G）	質問状 回答日 （調査項目 B～G）
令和 7 年 8 月 20 日に供給者質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 3 日 質問状回答期限：令和 7 年 9 月 30 日 回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 9 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 14 日						
UNID	8/20	9/3	生産 有 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し

1－6－1－2 輸入者への質問状等の送付等

(23) 令和 7 年 8 月 20 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記(ア)の 4 者に対

²² 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

²³ 以降、特段断りがない限り「供給者」は「UNID」を指す。

し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付²⁴するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項²⁵並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(ア) 令和 7 年 8 月 20 日に輸入者質問状等を送付した輸入者

- (a) 日星産業株式会社（以下「日星産業」という。）
- (b) 株式会社マルー（以下「マルー」という。）
- (c) 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社（以下「伊藤忠ケミカルフロンティア」という。）
- (d) 善ケミカル株式会社（以下「善ケミカル」という。）

(24) 確認票に関して、「表 4 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、回答があった。提出期限後に 1 者²⁶から確認票の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

(25) 上記(23)(ア)の輸入者のうち 1 者²⁷については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がない旨の回答があったことから、対象外になるものとして輸入者として取り扱わないこととした。

(26) 輸入者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 4 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・ 質問状等の 送付日	確認票 回答日	輸入実績 及び 協力可否	質問状回答 日 (調査項目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～E)	質問状回答 日 (調査項目 B～E)
令和 7 年 8 月 20 日に輸入者質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 3 日 質問状回答期限：令和 7 年 9 月 30 日						

²⁴ 政令第 10 条第 3 項

²⁵ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

²⁶ マルー

²⁷ 善ケミカル

回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 9 月 22 日						
延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 14 日						
(a) 日星産業	8/20	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(b) マルー	8/20	9/5 (期限後)	輸入 有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(c) 伊藤忠ケミカルフロンティア	8/20	9/1	輸入 有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(d) 善ケミカル	8/20	8/22	輸入 無	回答無し	－	回答無し

1－6－1－3 本邦生産者への質問状等の送付等

- (27) 令和 7 年 8 月 20 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記(a)及び(b)の 2 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者質問状」という。）を送付²⁸するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、AD 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項²⁹並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(a) AGC 株式会社（以下「AGC」という。）

(b) 日本曹達株式会社（以下「日本曹達」という。）

- (28) 確認票に関して、「表 5 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、回答があった。

- (29) 本邦生産者質問状の調査項目 B から F までに係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (30) 本邦生産者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

²⁸ 政令第 10 条第 3 項

²⁹ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

表 5 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	質問状回答日 (調査項目 A)	質問状回答延長 要望 (調査項目 B～F)	質問状回答日 (調査項目 B～F)
令和 7 年 8 月 20 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 3 日 質問状回答期限：令和 7 年 9 月 30 日 回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 9 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 14 日						
(a) AGC	8/20	9/3	生産 有 協力する	9/30	9/22	10/14
(b) 日本曹達	8/20	9/2	生産 有 協力する	回答無し	—	回答無し

1－6－1－4 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (31) 令和 7 年 8 月 20 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た下記の 20 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」(以下「産業上の使用者質問状」という。)を送付³⁰するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「「確認票」又は「質問状」に対して、「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

- (a) 【産業上の使用者 A 社】
- (b) 【産業上の使用者 B 社】
- (c) 【産業上の使用者 C 社】
- (d) 【産業上の使用者 D 社】
- (e) 【産業上の使用者 E 社】
- (f) 【産業上の使用者 F 社】
- (g) 【産業上の使用者 G 社】
- (h) 【産業上の使用者 H 社】
- (i) 【産業上の使用者 I 社】

³⁰ 政令第 13 条第 2 項

- (j) 【産業上の使用者 J 社】
- (k) 【産業上の使用者 K 社】
- (l) 【産業上の使用者 L 社】
- (m) 【産業上の使用者 M 社】
- (n) 【産業上の使用者 N 社】
- (o) 【産業上の使用者 O 社】
- (p) 【産業上の使用者 P 社】
- (q) 【産業上の使用者 Q 社】
- (r) 【産業上の使用者 R 社】
- (s) 【産業上の使用者 S 社】
- (t) 【産業上の使用者 T 社】

(32) 確認票に関して、「表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、回答の提出があった。

また、提出期限後に 1 者³¹から確認票の回答の提出があり、これを情報の提供として受領した。

(33) 産業上の使用者質問状に関して、「表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、回答書の提出があった。

(34) 産業上の使用者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	質問状回答日 (調査項目 A)	質問状回答延長 要望 (調査項目 B～D)	質問状回答日 (調査項目 B～D)
令和 7 年 8 月 20 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 3 日 質問状回答期限：令和 7 年 9 月 30 日 回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 9 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 14 日						
(a) 【産業上の使用者 A 社】	8/20	9/2	購入 有 協力する	9/30	—	9/30

³¹ 【産業上の使用者 F 社】

(b) 【産業上の使用者 B 社】	8/20	8/29	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(c) 【産業上の使用者 C 社】	8/20	9/3	購入 有 協力する	9/25	—	9/25
(d) 【産業上の使用者 D 社】	8/20	9/2	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(e) 【産業上の使用者 E 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 【産業上の使用者 F 社】	8/20	9/25 (期限後)	購入 有 協力する	9/25	—	9/25
(g) 【産業上の使用者 G 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 【産業上の使用者 H 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) 【産業上の使用者 I 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 【産業上の使用者 J 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 【産業上の使用者 K 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 【産業上の使用者 L 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) 【産業上の使用 者 M 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(n) 【産業上の使用者 N 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 【産業上の使用者 O 社】	8/20	9/2	購入 無 協力する	回答無し	—	回答無し
(p) 【産業上の使用者 P 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(q) 【産業上の使用者 Q 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

(r) 【産業上の使用者 R 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(s) 【産業上の使用者 S 社】	8/20	9/2	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(t) 【産業上の使用者 T 社】	8/20	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1-6-2 質問状回答書の不備等の指摘

- (35) 本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備等に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項³²並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

- (36) 本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況については、「表 7 本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

表 7 本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

利害関係者等	不備指摘送付日	不備改め版回答書提出日
<本邦生産者>		
AGC	11/7（1 回目）	11/21（1 回目）
	12/15（2 回目）	1/5（2 回目）
<産業上の使用者>		
【産業上の使用者 A 社】	11/7	11/20
【産業上の使用者 C 社】	11/7	11/19

³² 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

【産業上の使用者 F 社】	11/7	11/20
---------------	------	-------

1-6-3 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-6-3-1 証拠の提出及び証言³³

- (37) 証拠の提出に関して、その期限である令和 7 年 11 月 20 日までに、供給者 1 者から「表 8 証拠の提出」のとおり証拠の提出があった（このほか、上記「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」等に記載のとおり、輸入者から、期限を超過して提出された確認票については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受領した。）。

表 8 証拠の提出

提出者	提出日
<供給者>	
UNID	11/20

- (38) 証言に関して、その申出の期限である令和 7 年 11 月 6 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

1-6-3-2 対質の申出³⁴

- (39) 対質の申出に関して、その期限である令和 7 年 12 月 22 日に、供給者 1 者から対質の申出が提出された。
- (40) 上記(39)の供給者 1 者による対質の申出については、対質の相手方の同意が得られず、対質は実施しなかった。

1-6-3-3 意見の表明³⁵

- (41) 意見の表明に関して、その期限である令和 7 年 12 月 22 日までに、供給者 1 者及び輸入者 1 者から「表 9 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表 9 意見の表明

提出者	提出日
-----	-----

³³ 政令第 10 条第 1 項

³⁴ 政令第 12 条第 1 項

³⁵ 政令第 12 条の 2 第 1 項

<供給者>	
UNID	12/22
<輸入者>	
伊藤忠ケミカルフロンティア	11/18

1-6-3-4 情報の提供³⁶

- (42) 情報の提供に関して、その期限である令和 7 年 12 月 22 日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった（ただし、上記「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」等に記載のとおり、産業上の使用者から期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、情報の提供としてこれを受領した。）。

1-6-4 現地調査

1-6-4-1 本邦生産者に対する現地調査の実施

- (43) 上記(30)の本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者 1 者³⁷に対して、令和 8 年 1 月 15 日、「表 10-1 現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。
- (44) これに対して、本邦生産者 1 者から回答期限である令和 8 年 1 月 22 日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。
- (45) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和 8 年 1 月 30 日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」に係る現地調査の実施についてを送付³⁸し、「表 10-1 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 10-1 現地調査の実施状況

対象者	現地調査受入可否等 確認通知日	現地調査受入可否等 回答日	現地調査項目 等の通知日	実施日
<本邦生産者>				

³⁶ 政令第 13 条第 1 項

³⁷ AGC

³⁸ ガイドライン 9. (1) 一②及び (3)

AGC	1/15	1/22	1/30	2/16、2/17
-----	------	------	------	-----------

1-6-4-2 本邦生産者に対する現地調査後の手続

(46) 現地調査終了後、調査当局は現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である本邦生産者 1 者に対して、同報告書を送付の上、期限を定めて、同報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、「提出された修正要望に係る同報告書への反映については、日本国政府が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限る」ことを明示した。

(47) これに対して、「表 10-2 現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況」のとおり、現地調査対象者である本邦生産者 1 者から、提出期限までに現地調査結果報告書の内容に明らかな事実誤認があるとして、修正を要望する書面が提出された。

調査当局は、現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討し、当該修正要望の内容が適当であると認めたものについては、現地調査結果報告書を修正した。

表 10-2 現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況

対象者	現地調査結果報告書 送付日	明らかな事実誤認による 修正の要望書提出日
<本邦生産者>		
AGC	2/27	3/11

1-7 秘密の情報

(48) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領³⁹した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-8 証拠等の閲覧

(49) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）

³⁹ AD 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 3 項

について、利害関係者に対し閲覧に供した⁴⁰。

1－9 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (50) 閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。
- (51) 閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項等について、利害関係者等に対し通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。
- (52) 上記(51)の通知に対して、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。
- (53) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、「表 11 本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 11 本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

利害関係者等	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
＜本邦生産者＞		
AGC	11/7（1回目）	11/21（1回目）
	12/15（2回目）	1/5（2回目）
＜産業上の使用者＞		
【産業上の使用者 C 社】	11/7	11/19
【産業上の使用者 F 社】	11/7	11/20

1－10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

- (54) 調査当局が知り得た供給者 1 者、輸入者 4 者及び本邦生産者 2 者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、AD

⁴⁰ 政令第 11 条第 1 項

協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項⁴¹並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項⁴²並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

2－1 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実

2－1－1 総論

2－1－1－1 不当廉売差額の基本的考え方

(55) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする⁴³こととした。

(56) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する⁴⁴こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて⁴⁵、不当廉売差額を算出することとした。

⁴¹ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

⁴² 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

⁴³ AD 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.

⁴⁴ AD 協定 2.2.1.1 及び 6.10

⁴⁵ AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

(57) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡し⁴⁶の段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する⁴⁷こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(58) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する⁴⁸こととした。

2-1-1-2 正常価格の算出の基本的考え方

(59) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）⁴⁹とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合⁵⁰には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）⁵¹、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）⁵²とする⁵³こととした。

(60) 正常価格の算出に当たっては、関連企業間の取引を除外し、非関連企業との取引を検討の対象とした。ただし、当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の98%以上102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含める⁵⁴こととした。

⁴⁶ 工場渡しとは、販売者の工場で購入者に貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

⁴⁷ AD 協定 2.4 及び 2.4.2、政令第 2 条第 4 項

⁴⁸ AD 協定 2.4.1

⁴⁹ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

⁵⁰ 政令第 2 条第 2 項

⁵¹ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

⁵² 政令第 2 条第 1 項第 3 号

⁵³ AD 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

⁵⁴ ガイドライン 7. (4) 一

(61) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費等を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす⁵⁵こととした。

2－1－1－3 輸出価格の算出の基本的考え方

(62) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する⁵⁶こととした。

(63) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする⁵⁷こととした。

2－1－1－4 端数処理の基本的考え方

(64) 通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第 3 位を四捨五入することとした。

2－1－2 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

2－1－2－1 調査対象貨物

(65) 調査対象貨物は、韓国で生産され本邦に輸出された炭酸二カリウムであり、当該貨物の詳細は、上記「**1－1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴**」に記載のとおりである。

⁵⁵ AD 協定 2.2.1

⁵⁶ AD 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項

⁵⁷ AD 協定 2.3 及び 2.4、法第 8 条第 36 項、政令第 3 条第 1 項及びガイドライン 7.(2)

2-1-2-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (66) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである炭酸二カリウム、又はそのような炭酸二カリウムがない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する炭酸二カリウムとした。

2-1-3 供給者

- (67) 調査当局は、上記「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおり、供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報は提供されなかった。また、調査当局は、上記「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおり、UNID 以外の供給者が存在するか確認したところ、UNID 以外の供給者に係る情報は提供されなかった。

- (68) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとした。調査当局が知ることができた事実として、以下のとおり申請書を用いて不当廉売差額率を算出した。

2-1-3-1 正常価格

- (69) 上記(67)及び(68)に記載のとおり、韓国の供給者から調査に必要な情報が提供されなかったことから、正常価格については知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算定することとした。したがって、調査当局は、申請書において「正常価格」とされている価格を韓国国内販売価格として採用することとした。

- (70) 当該価格は、第三者調査機関が韓国の生産者に係る韓国国内での販売価格を調査したものであり、当該証拠に基づき認定を行うに当たり、調査当局は特に慎重に検討⁵⁸を行った。その際、申請書別紙 34「UNID 事業報告書」は UNID により作成され、公開されている資料であるため、これを用いて検証したところ、「UNID 事業報告書」の記載と矛盾する記載は認められなかった。また、【申請書別紙 13 を採用するに当たって考慮した事項】⁵⁹。

なお、上記(69)に記載のとおり、韓国国内販売価格について、利害関係者等から証拠は提出されず、他の情報源から情報の入手を試みたものの、他に信頼できる情報は得られなかつ

⁵⁸ AD 協定付属書 II 7.

⁵⁹ 【申請書別紙 13 を採用するに当たって考慮した事項】

た。また、申請書には、【国内販売価格に係る内容】が示されているが、これと比較しても、第三者調査機関による調査結果は、相対的により客観性が担保されている情報であると言える。

以上を総合すると、申請書に示される正常価格を用いることが適当であると判断した。

(71) 以上を踏まえて算出したところ、正常価格は、1kg 当たり【数値】韓国ウォンとなった⁶⁰。

2-1-3-2 本邦向け輸出価格

(72) 上記(67)及び(68)に記載のとおり、韓国の供給者から調査に必要な情報が提供されなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算定することとした。

(73) 調査当局は、本邦向け輸出価格の算定に当たり、申請書において「調整後の輸出価格」とされている価格を本邦向け輸出価格として採用することとした。当該価格は、調査対象期間に韓国から本邦に輸出された調査対象貨物の輸出価格（FOB 価格）を韓国貿易統計から算出し⁶¹、輸出諸掛⁶²を控除したものである。その結果、本邦向け輸出価格は、1kg 当たり【数値】韓国ウォンとなった。

(74) なお、本邦向け輸出価格について利害関係者等から証拠の提出はなく、また、他の情報源から情報の入手も試みたが、信頼できる情報は得られなかった。このため、上記(72)に記載のとおり、申請書において「本邦向け輸出価格」とされている価格以外に、採用し得るものは認められなかった。

2-1-3-3 通貨の換算

(75) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、本邦向け輸出価格については、本邦向け輸出価格算出の基礎となった韓国貿易統計が米ドル建てであり、また、輸入価格から控除すべき項目については、申請書において日本円建てとされていることから、三菱 UFJ 銀行が公表する月次平均レート⁶³に基づく調査対象期間中の平均レートを用いて、韓国ウォンに換算した。

2-1-3-4 不当廉売差額率

⁶⁰ 申請書別紙 13

⁶¹ 申請書別紙 15-1 及び別紙 15-6

⁶² 申請書別紙 15-2、別紙 15-3、別紙 15-4 及び別紙 15-5

⁶³ 申請書別紙 14

- (76) 不当廉売差額は、上記「**2－1－3－1 正常価格**」において算出した正常価格と、「**2－1－3－2 本邦向け輸出価格**」において算出した本邦向け輸出価格との差額として算出したところ、1kg 当たり【数値】韓国ウォンとなった。また、不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、「**表 12 不当廉売差額率**」のとおり 36.34%となった。なお、当初調査における不当廉売差額率と概ね同程度であるものの、わずかに拡大していることが認められた。

表 12 不当廉売差額率

	不当廉売差額率（%）
韓国の供給者	36.34

2－1－4 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

- (77) 上記「**2－1－3－4 不当廉売差額率**」に記載のとおり、韓国の供給者について、韓国を原産地とする不当廉売がされた炭酸二カリウムの輸入の事実が認められた。

2－2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

2－2－1 総論

- (78) 上記「**2－1 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実**」を踏まえ、不当廉売関税の課税期間満了後の不当廉売輸入の継続又は再発のおそれについて以下のとおり検討した。

- (79) 上記「**2－1－4 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論**」に記載のとおり、調査対象期間において、韓国の供給者が生産した炭酸二カリウムの本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。

- (80) 調査当局は、さらに、韓国の供給者に係る以下の項目について検討を行い、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、韓国の供給者が生産する炭酸二カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの有無を検討することとした。

- ① 供給者の余剰生産能力
- ② 供給者の将来の生産
- ③ 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

- (81) なお、上記(67)及び(68)に記載のとおり、韓国の供給者から質問状に対する回答が得られなかったことから、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づい

て検討を行った。また、上記(80)の①から④については、利害関係者等からの証拠提出は原則として確認できず、他の情報源から情報入手も試みたが、下記「**2-1-3-4 供給者の余剰生産能力**」から「**2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在**」に記載した証拠のほかに、信頼できる情報は確認できなかった。

2-2-2 供給者の余剰生産能力

(82) 「UNID 事業報告書（日本語機械翻訳）」⁶⁴によれば、UNID は調査対象貨物を製造する唯一の生産者であり、炭酸二カリウムの生産能力、生産量及び稼働率は「**表 13 韓国における炭酸二カリウムの生産能力、生産量及び稼働率推移**」のとおりである。調査対象期間中における生産能力にほとんど変化はなく⁶⁵、生産量及び稼働率は調査対象期間を通じて緩やかに増加しているものの、令和 6 年において稼働率は 80.4%にとどまっており、相当程度の余剰生産能力が存在することが認められた。

表 13 韓国における炭酸二カリウムの生産能力、生産量及び稼働率推移

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
生産能力 (MT)	172,660	172,175	172,175	172,175	172,175
生産量 (MT)	124,911	134,612	135,318	137,149	138,400
稼働率	72.3%	78.2%	78.6%	79.7%	80.4%

(出所) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書第 41 期」並びに本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書「UNID 事業報告書（日本語機械翻訳）」⁶⁶

2-2-3 供給者の将来の生産

(83) 申請書の「韓国の主要企業の動向に関する情報」⁶⁷によれば、UNID は自社ウェブサイトにおいて、炭酸二カリウムと水酸化カリウム市場において世界 1 位を達成しており、グローバルリーダーとしての地位を確立するべく、生産能力の拡大を継続している旨を述べている。

(84) 「UNID 事業報告書（日本語機械翻訳）」⁶⁸においても、UNID は海外市場シェアの拡大を通じて、カリウム事業における市場支配力を強化する方針を示している。

(85) また、上記「**2-2-2 供給者の余剰生産能力**」のとおり、UNID の稼働率は、令和 6 年において 80.4%にとどまっており、増産可能な余地が存在している。

⁶⁴ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（AGC）（添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④まで）

⁶⁵ UNID 事業報告書に記載された一日当たりの生産能力 485MT に各年の稼働日数を乗じて算出。

⁶⁶ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（AGC）（添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④まで）

⁶⁷ 申請書別紙 17

⁶⁸ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（AGC）（添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④まで）

- (86) 以上の状況を踏まえると、UNID は将来的に生産能力の拡大を志向していると解されるとともに、現有設備の余力に照らし、生産量の増加が見込まれる状況にあると認められる。

2-2-4 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在

- (87) 韓国国内の炭酸二カリウムの需要について、申請書に添付された「韓国における水酸化カリウム、炭酸二カリウムの市場環境調査報告書」⁶⁹によれば、近年、国内需要には目立った拡大要因がなく、国内消費向けの出荷量の推移は概ね横ばいである。
- (88) 韓国国内の炭酸二カリウムの生産能力と国内販売量の関係は、「表 14 韓国における炭酸二カリウムの生産能力及び国内販売量推移」のとおりである。令和 2 年から令和 6 年にかけて、生産能力に変化はほとんど無く、国内販売量は増加したものの、生産能力に占める国内販売量の割合は【数値】程度と小さい水準にとどまっている。

表 14 韓国における炭酸二カリウムの生産能力及び国内販売量推移

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
生産能力 (MT)	172,660	172,175	172,175	172,175	172,175
国内販売量 (MT)	【100】	【114】	【121】	【126】	【133】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書「UNID 事業報告書(日本語機械翻訳)」
70、調査当局が収集及び分析した関係証拠「Global Potassium Carbonate Sales Market Report, Competitive Analysis and Regional Opportunities 2025-2031 (QY Research 株式会社)」並びに「UNID 事業報告書第 41 期」

(注) 各欄の【 】は、令和 2 年を 100 とする指数である。

- (89) また、「表 15 韓国における炭酸二カリウムの将来の販売量推移」のとおり、韓国国内販売量が将来にわたり大幅に増大する見込みは示されていない。とりわけ、令和 7 年から令和 11 年にかけての国内販売量の増加分は 8,797MT にとどまるものと見られ、令和 6 年時点の余剰生産能力約 33,800MT のおよそ 1/4 に過ぎない。したがって、韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるほどの国内需要の拡大は見込めない。

表 15 韓国における炭酸二カリウムの将来の販売量推移

	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
--	------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------

⁶⁹ 申請書別紙 10

⁷⁰ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書 (AGC) (添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④まで)

国内販売量 (MT)	【100】	【103】	【107】	【111】	【117】
------------	-------	-------	-------	-------	-------

(出所) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Global Potassium Carbonate Sales Market Report, Competitive Analysis and Regional Opportunities 2025-2031 (QY Research 株式会社)」

(注) 各欄の【 】は、令和 7 年を 100 とする指数である。

- (90) 以上を踏まえると、韓国国内において炭酸二カリウムの需要が大幅に拡大する見込みはなく、したがって、韓国の供給者が保有する余剰生産能力を全て吸収し得るだけの国内需要の増加は見込めないものと認められた。

2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

- (91) 申請者提出の第三者調査機関による炭酸二カリウムの今後の需要予測⁷¹によれば、令和 8 年の全世界の炭酸二カリウムの生産能力は 930,000 固形 MT、需要量は 718,000 固形 MT となる見込みであり、今後世界全体で生産能力が需要を大幅に上回る供給過剰の状況が継続すると予想されている。
- (92) 同資料の分析によれば、韓国と地理的に近接するアジア市場において、本邦のみが令和 3 年時点及び令和 8 年予想において、需要量が生産量を上回る市場である。他方で、本邦以外のアジア市場では供給量が需要量を上回る供給過剰の状態にあり、韓国の余剰生産能力を吸収し得る市場は存在しないとされている⁷²。
- (93) 以上のとおり、世界全体では供給過剰が続く、特にアジア市場においては日本以外に需要超過の市場は認められない。このため、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収し得る海外市場は、アジア市場には存在しないと認められる。その結果、韓国の供給者は、地理的に近接し輸送コスト面で優位性を有する日本市場に販売を拡大し、余剰生産を解消する可能性が高いと判断される。

2-2-6 不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討

- (94) 上記(82)に関連し、「1-6-3-3 意見の表明」に記載のとおり、令和 7 年 12 月 22 日付けで、UNID から、次のとおり、UNID の生産能力の増強は日本の市場と無関係である旨の意見の表明があった。

- (ア) UNID の生産能力増強は日本市場とは無関係である。申請者は、UNID が生産能力を拡大し、供給過剰を背景に地理的に近接する日本市場へ集中的に輸出することで、不当

⁷¹ 申請書別紙 18

⁷² 申請書別紙 18

廉売が継続すると主張している。しかし、令和 2 年から令和 6 年にかけての UNID の輸出実績を見ると、日本向け輸出は一貫して総輸出量の【1-5】%程度にとどまり、主な輸出先はヨーロッパ、東南アジア、インド、北米である。令和 6 年時点でも、日本向けは【1-5】%に過ぎず、ヨーロッパ及び東南アジア向けが大半を占めている。これらの実績から、UNID の生産能力増強は規模の小さな日本市場を主な対象とするものではなく、規模の大きいヨーロッパ・東南アジア市場でのシェア確保を主眼としたものと言える。

(イ) 日本は韓国産炭酸二カリウムに不当廉売関税を賦課している唯一の国であり、輸出の自由度が低い市場である。こうした状況下で、生産能力増強が直ちに日本向け輸出の大幅増加につながるとする申請者の主張には、実績との整合性が認められない。

(ウ) 炭酸二カリウムは食品、触媒、半導体工程等に使用されるため、用途ごとに厳格な品質試験・認証が必要であり、需要の発生に応じて即時に供給量を拡大できる性質の製品ではない。この点からも、関税措置終了後に輸入量が急増するとの想定には合理性を欠く。

(95) 上記(94)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) UNID の主張によれば、同社の生産能力増強はヨーロッパ及び東南アジア市場を主な対象とするもの、とのことである。しかし、UNID の生産能力増強の目的がヨーロッパ及び東南アジア市場をターゲットにしたものであることを裏付ける客観的な証拠は提出されていない。

UNID からは質問状の回答が得られておらず、主張の根拠を検証することは困難であるが、主張の内容が事実であると仮定し、令和 6 年の UNID の総輸出量に対する日本向け輸出比率を【1-5】%として考察した。令和 6 年の日本市場における韓国産品の市場占拠率は【15-25】%であり、韓国の供給者は UNID のみであることから、当該比率は UNID の市場占拠率に相当する。UNID が日本向けの輸出比率を【1-5】%から【2-6】%へと 1% 拡大した場合、日本市場における占拠率は約【15-25】%から約【25-35】%へ上昇する。UNID の主張を踏まえると、UNID にとっては限定的な輸出配分の変更であっても、日本市場の規模に照らし、相対的に大きな影響が生じる構造が窺われる。

(イ) UNID は、不当廉売関税が課税されるため日本向け輸出は行わず、不当廉売関税が課税されない日本以外の国への輸出を増やすと主張する。しかし、この主張は、本邦において不当廉売関税の課税が満了した場合には、日本向け輸出を増加させる余地があることを自認する趣旨とも解される。

(ウ) 炭酸二カリウムは用途ごとに厳格な品質試験・認証が必要であり、需要の発生に応じて即時に供給量を拡大できる性質の製品ではないという主張については、論拠が不明確

で検証が困難である。

以上より、上記(94)の UNID の意見は採用しない。

2-2-7 韓国を原産地とする炭酸二カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論

(96) 以上のとおり、韓国唯一の供給者である UNID は、調査対象期間を通じて生産量がわずかに増加しているものの、令和 6 年の稼働率は 80.4%にとどまり、相当程度の余剰生産能力を有している。また、UNID の将来の生産能力及び生産量についても増加が見込まれる。

一方、韓国国内の需要については、韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるほどの拡大は見込まれていないことから、韓国の供給者が海外市場への輸出により余剰生産能力を解消する可能性が高いことが認められる。

さらに、世界全体では生産能力が需要を大幅に上回る供給過剰の状況にあり、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場はアジア地域において存在しない。アジア地域は地理的に近接し、輸送コストを抑えられることから、韓国の供給者が特に日本市場における販売を拡大することにより、余剰生産を解消する可能性が高いと認められる。

加えて、下記「表 17 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、令和 4 年から令和 6 年にかけて指定貨物の輸入量は増加しているところ、令和 6 年は上記「2-1-4 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論」に記載のとおり、韓国の供給者が生産した炭酸二カリウムの本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。

以上を踏まえると、韓国の供給者が生産する炭酸二カリウムについて、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後においても、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められる。

3 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

3-1 本邦の産業

(97) 利害関係者から提出された書面⁷³によれば、調査対象期間中に炭酸二カリウムを生産していたのは AGC 及び日本曹達の 2 者である。調査当局は、AGC 及び日本曹達の 2 者について調査対象貨物の供給者又は輸入者との関係⁷⁴を確認したが、特段の関係は認められなかった⁷⁵。また、政令第 4 条第 2 項により、本件課税期間延長申請の日の 6 月前の日以後に輸入（少量なものを除く。）した生産者は本邦の生産者に含まないこととされているため、同課税期間延長申請の日の 6 月前の日以降から同課税期間延長申請の日の前日まで（令和 6 年 12 月 19 日から令和 7 年 6 月 18 日まで）の調査対象貨物の輸入の有無について確認したところ、両者

⁷³ 申請書 4-2、別紙 1、本邦生産者確認票

⁷⁴ 政令第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで

⁷⁵ 本邦生産者確認票（VIII.4.）

に輸入の事実はなかった⁷⁶。

(98) 以上より、AGC 及び日本曹達の 2 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。「表 16 本邦の産業の状況（令和 6 年（2024 年））」のとおり、上記 2 者の令和 6 年における生産量の合計は【数値】MT であった。ただし、日本曹達は不採算事業の整理のため令和 4 年 3 月をもって炭酸二カリウムの生産・販売から撤退しており、令和 5 年以降は生産していない^{77,78}。したがって、令和 6 年においては、AGC が本邦で生産する炭酸二カリウムが総生産高の 100%を占めていた。

(99) 日本曹達は、撤退後の部門再編等の事情により質問状回答を提出しなかった。しかしながら、調査当局は、当初調査において、本調査の調査対象期間の直前である令和元年時点で、本邦生産者の国内生産量【数値】MT のうち、日本曹達が【数値】MT と大きな割合を占めていたことを確認している⁷⁹。したがって、本調査で同者を除外すると、令和 2 年以降の分析内容が大きく歪むことが合理的に推測される。このため、日本曹達から提出された確認票回答のうち、当初調査時に得た質問状回答書⁸⁰、申請書別紙 35 及び輸入を踏まえた需要推移に照らして、妥当と判断できる範囲（生産能力、在庫、生産、販売、自家消費、輸出）に限定して、本調査における分析に当たって考慮することとした。

表 16 本邦の産業の状況（令和 6 年（2024 年））

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無	申請に対する支持 の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
AGC	【数値】	100.0%	無	支持する	協力する
日本曹達	0	—	無	支持する	協力する
合計	【数値】	—			

（出所）本邦生産者確認票、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

3-2 同種の貨物の検討

(100) AD 協定 11.3 に規定する損害の存続又は再発をもたらす可能性の決定に当たっては、AD 協定 3 の規定を参照しつつ検討することとした。同条において、損害の決定は実証的な証拠に基づき、

(ア) ダumping⁸¹輸入の量及びダumping輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに

⁷⁶ 本邦生産者確認票（VIII.3.）

⁷⁷ 本邦生産者確認票（X.）（日本曹達）

⁷⁸ 申請書別紙 32

⁷⁹ 当初調査結果報告書 表 16

⁸⁰ 当初調査本邦生産者質問状回答（日本曹達）

⁸¹ AD 協定 2.1

(イ) ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行うこととされている⁸²。

調査対象貨物と本邦産同種の貨物が AD 協定 2.6 に規定する同種の製品であることを確認するため、まず、当初調査で共通性を確認した物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類について、調査対象期間中の変更・変化の有無、及び内容を検討した。

3-2-1 物理的及び化学的特性

(101) 当初調査の検証結果によれば、調査対象貨物は白色の粉末品、顆粒又は水に溶解した無色の液体品として販売されており、化学式は K_2CO_3 であった。本邦産同種の貨物も同様に、白色の粉末品、顆粒又は水に溶解した無色の液体品として販売されており、化学式は K_2CO_3 であった⁸³。

(102) 以上のとおり、調査当局は当初調査において、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していることを確認した。本調査においても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められず、調査対象貨物についても同様であった⁸⁴。

3-2-2 製造工程

(103) 炭酸二カリウムの一般的な製造方法は、塩化カリウム水溶液を電気分解して得られた水酸化カリウム水溶液に炭酸ガス（二酸化炭素）を反応させる方法である。当初調査の結果、調査対象貨物はこの方法により生産されており、本邦産同種の貨物と製造工程が共通していることを確認した⁸⁵。今回の調査においても、本邦生産者から、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の製造工程の変化は「無」との回答が得られた⁸⁶。また、調査対象貨物についても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化は認められなかった⁸⁷。

3-2-3 流通経路

(104) 当初調査において、調査対象貨物の本邦における流通経路は、調査対象貨物の供給者から本邦の商社に対し輸出され、その後産業上の使用者に販売されていることを確認した。本邦産同種の貨物についても、産業上の使用者への直接販売が一部存在するものの、大部分は本

⁸² AD 協定 3.1

⁸³ 当初調査結果報告書 3-1-1

⁸⁴ 申請書 2-3、4-1

⁸⁵ 当初調査結果報告書 3-1-2

⁸⁶ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-7-1）

⁸⁷ 申請書 4-1

邦の生産者から商社を介して産業上の使用者に販売されており、両者の流通経路は共通していた⁸⁸。今回の調査においても、回答が得られた本邦生産者 1 者及び産業上の使用者 3 者から、調査対象期間中に流通経路に変化は「無」との回答があり、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化は認められなかった⁸⁹。

3-2-4 用途

- (105) 当初調査の検証によれば、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物はいずれも無機化学薬品として広範な用途に使用されており、主な用途は液晶パネルをはじめとするガラス類の製造原料、中華麺に添加するかんすいの原料、自動車のブレーキパッド用摩擦材の原料、洗浄剤の原料、カリ塩類の原料、医農薬の中間体原料等であった。また、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していたことを確認した⁹⁰。今回の調査においても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった⁹¹。

3-2-5 価格の決定方法

- (106) 当初調査において、調査対象貨物の本邦における購入価格の決定方法は、大部分が取引先との個別交渉によって行われており、本邦産同種の貨物についても同様に、大部分が取引先との個別交渉であることを確認した⁹²。今回の調査においても、回答が得られた本邦生産者 1 者、産業上の使用者 3 者から、調査対象期間中に流通経路に変化は「無」と回答があり、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化は認められなかった⁹³。

3-2-6 代替性

- (107) 当初調査において、調査対象貨物は本邦産同種の貨物と代替性を有することを確認した⁹⁴。今回の調査においても、本邦生産者及び産業上の使用者の質問状回答書⁹⁵では、調査対象期間中に代替性の変化は「無」との回答が全 4 者から得られ、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化は認められなかった。

⁸⁸ 当初調査結果報告書 3-1-3

⁸⁹ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-10）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-3）

⁹⁰ 当初調査結果報告書 3-1-5

⁹¹ 申請書 2-3

⁹² 当初調査結果報告書 3-1-4、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2、添付資料 C-2-1、C-3-3）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-1）

⁹³ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-10）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-3）

⁹⁴ 当初調査結果報告書 3-1-6

⁹⁵ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-3-1）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-3-1）

3-2-7 貿易統計上の分類

(108) 当初調査において、調査対象貨物は商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2836.40 号に分類される炭酸二カリウム（炭酸カリウム）であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号に分類されることを確認した⁹⁶。

なお、令和 3 年 3 月 25 日以降、輸入統計品目表が改正され、調査対象貨物である炭酸二カリウムのみを対象とする輸入統計品目番号が設定されている⁹⁷。

3-2-8 同種の貨物の検討についての結論

(109) 上記のとおり、当初調査までに確認された本邦産同種の貨物と調査対象貨物の共通性は、本調査においても維持されていることが認められる。すなわち、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、貿易統計上の分類において共通しており、高い代替性を有している。また、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

(110) 以上より、本邦産同種の貨物が AD 協定 2.6 に規定する同種の産品であることを確認した。

3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-3-1 当該輸入貨物の輸入量

(111) 令和 6 年における調査対象貨物の輸入量は、「表 17 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、総輸入量 9,326MT のうち韓国からの輸入量が 5,053MT（対総輸入量比 54.2%）であり、無視できる数量（全輸入量の 3%未満）ではなかった。調査対象貨物の輸入量は令和 3 年から令和 4 年にかけては減少したものの、全体としては増加傾向にあり、令和 2 年から令和 6 年にかけて 4,248MT から 5,053MT へ増加した。

一方、本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 18 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、令和 2 年から令和 3 年にかけて増加したが、その後令和 5 年にかけて減少し、令和 6 年に微増したものの、調査対象期間全体では 27%の減少となった。

⁹⁶ 当初調査結果報告書 3-1-7

⁹⁷ 申請書 2-2

表 17 当該輸入貨物の輸入量

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	4,248	4,795	4,267	4,869	5,053
	対総輸入量	77.5%	77.2%	44.8%	45.6%	54.2%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	1,235	1,420	5,257	5,801	4,274
	対総輸入量	22.5%	22.8%	55.2%	54.4%	45.8%
総輸入量(MT)		5,483	6,214	9,524	10,670	9,326

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量 (MT) = 総輸入量 (MT) - 当該輸入貨物の輸入量 (MT)

表 18 本邦産同種の貨物の販売量の変化

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
本邦産同種の貨物の販売量(MT) (国内販売量)	【100】	【115】	【110】	【68】	【73】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)、確認票 (日本曹達)

(注) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

- (112) 調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、「**表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移**」のとおり、調査対象貨物の市場占拠率は令和 2 年から令和 4 年にかけて 21 ポイント減少したが、その後令和 4 年から令和 6 年にかけて 42 ポイント増加し、調査対象期間全体としては 21 ポイントの増加となった。これに対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は令和 2 年から令和 3 年にかけて 1 ポイント増加したものの、その後令和 5 年にかけて下落し、令和 6 年に微増したものの、調査対象期間全体では 25 ポイントの下落となった。

表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【98】	【79】	【113】	【121】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【101】	【87】	【69】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【99】	【337】	【463】	【352】
需要量(MT)	【100】	【116】	【126】	【101】	【98】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（％）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（％）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100

（注 4）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3－3－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

（113）炭酸二カリウムには固形品と液体品が存在するが、輸入品が全て固形であると推測されること、液体品を固形換算した場合、固形品と有意な価格差は生じない⁹⁸と考えられることから、全品種について分析することとした。

（114）まず、本邦における調査対象貨物の販売価格と本邦産同種の貨物の販売価格について、不当廉売関税を加味しない場合の年度別加重平均価格⁹⁹を比較した。「表 20-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、不当廉売関税考慮なし）」のとおり、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の販売価格は、本邦産同種の貨物の販売価格を【数値】%下回っていた。一方、本邦産同種の貨物の販売価格は、令和 2 年から令和 5 年にかけて上昇し、令和 5 年から令和 6 年にかけては下落したものの、調査対象期間全体では 93 ポイントの上昇となった。このことは、課税措置が存在しない場合には、調査対象貨物の販売価格が、本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）を示すものであり、本邦市場において調査対象貨物への置換が進み得る状況であったものと理解される。

（115）次に、不当廉売関税を加味した場合の年度別加重平均価格を比較すると、「表 20-2 当該

⁹⁸ 本邦生産者現地調査結果報告書（AGC）（2.(3)(イ)）

⁹⁹ 非関連企業間取引のみを対象とした。

輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、不当廉売関税考慮あり）」のとおり、令和４年を除き、調査対象貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を依然として【数値】%下回っていた。すなわち、課税導入後においても、プライスアンダーカッティングの完全な解消には至っていない。なお、令和４年においては、本邦産同種の貨物の販売価格が相対的に低水準であったが、該当年の市場の状況について、本邦生産者である AGC から、主要原材料である塩化カリウムの調達価格が急上昇したことを受け、原材料価格の転嫁を試みたため、本邦産同種の貨物の令和４年の販売価格は、通年で確認した場合、半期ごとに確認した場合及び月ごとに確認した場合とで大きく異なる¹⁰⁰旨の説明があった。

表 20-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、不当廉売関税考慮なし）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
当該輸入貨物 (円/kg)	【100】	【91】	【131】	【147】	【138】
	103	94	135	151	142
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【101】	【142】	【207】	【193】
価格比	【75－95】	【67－87】	【67－87】	【53－73】	【53－73】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注 1）当該輸入貨物の輸入価格（円／固形 kg）＝財務省統計から算出した韓国産輸入額（円）
÷財務省統計から算出した数量（固形 kg）＋一般関税額（令和４年１月末まで¹⁰¹）

（注 2）本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

（注 3）各欄の【 】は、令和２年の数値を 100 とする指数である。

表 20-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、不当廉売関税考慮あり）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
当該輸入貨物 (円/kg)	【100】	【106】	【172】	【192】	【180】
	103	109	177	197	186
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【101】	【142】	【207】	【193】
価格比	【75－95】	【75－95】	【90－110】	【69－89】	【69－89】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注 1）当該輸入貨物の輸入価格（円／固形 kg）＝財務省統計から算出した韓国産輸入額（円）
÷財務省統計から算出した数量（固形 kg）＋一般関税額（令和４年１月末まで）＋不当廉売関税額（令和３年４月以降）

（注 2）本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

¹⁰⁰ 本邦生産者現地調査結果報告書（AGC）(2.(3)(ウ))

¹⁰¹ 令和４年１月末分まで一般関税額 3.9%を加算（韓国については、令和４年２月１日に RCEP 協定発効）。

(注 3) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

(116) UNID より、調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響について次のとおりの意見が表明¹⁰²された。

(ア) 日本市場における炭酸二カリウムの損害要因を検討するに当たり、日本製品の流通価格と、韓国製品の輸入価格に国内輸送費・取扱費・流通マージン等を加えた最終消費者価格を比較した。その結果、令和 2 年から令和 6 年にかけて、韓国製品の最終消費者価格は、日本製品の流通価格を上回っていた。

不当廉売関税の効果を除外して価格比較を行った場合でも、令和 4 年を除き、韓国製品の価格は一貫して日本製品より高く、その差は概ね 4～15%の範囲にあった。こうした価格関係の下では、韓国製品の輸入が日本市場で継続的な価格下落や損害をもたらしていると評価することは困難である。

不当廉売関税の影響を除いた場合においても、輸入価格が国内価格を下回らない以上、損害の継続や再発の蓋然性を裏付ける根拠は弱いと考えられる。

(117) 上記(116)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) UNID は、韓国製品の輸入価格に、公開情報から推測した国内輸送費、取扱費、流通マージン等を加えた最終消費者価格を比較し、令和 2 年から令和 6 年にかけて、韓国製品の最終消費者価格が日本製品の流通価格を上回っていることを指摘している。ただし、これらの主張は、検証されていない情報に依拠しており、調査当局の分析の基礎とするに当たって最善の情報とはいえない。

(イ) 調査当局は、上記(114)のとおり、検証を経た質問状回答に基づき算出した本邦産同種の貨物の工場渡し価格を国内価格として採用し、CIF 価格で算出される輸入統計に一般関税を加えた価格に基づく韓国製品の輸入価格と比較して分析を行った。さらに、上記(115)においては、これらに不当廉売関税を加味した場合について確認した。その結果、不当廉売関税を加味しない場合には、調査対象期間を通じて、韓国製品の輸入価格は本邦産同種の貨物の工場渡し価格を下回って推移している。また、不当廉売関税を加味した場合においてもなお、令和 4 年を除いては、韓国製品の輸入価格は、本邦産同種の貨物の工場渡し価格を下回って推移していた。したがって、「輸入価格が常に国内価格を上回っていた」とする UNID の主張はこれらの事実と整合しない。

¹⁰² 意見の表明 (UNID 令和 7 年 12 月 22 日)

したがって、上記(116)の UNID からの意見は採用しない。

3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

- (118) 以上のとおり、調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体を通じて大幅に増加した。他方、本邦産同種の貨物の販売量は減少している。価格面では、不当廉売関税を加味しない場合、調査対象貨物の価格は、調査対象期間を通じて常に本邦産同種の貨物の価格を下回っており、持続的なプライスアンダーカッティングが確認された。さらに、不当廉売関税分を加味した場合であっても、令和 4 年を除き、調査対象貨物の価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【数値】%下回っており、プライスアンダーカッティングの完全解消には至っていない。実際に、取引先においても価格競争が激化し、韓国産品を引き合いとした追加的な値下げ要求や、販売量の減少に至った事例が確認されている^{103,104}。
- (119) 総じて、調査対象貨物の継続的な低価格は、本邦産同種の貨物の価格形成に対して下押し圧力を与え得る状況を持続させており、課税はその圧力を一定程度緩和したものの、プライスアンダーカッティングの残存により、なお脆弱性が認められる。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

- (120) 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響について、当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価^{105,106,107}した。

3-4-1 生産高

- (121) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 21 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、令和 3 年に対前年比で 2 ポイント増加したものの、その後令和 5 年にかけて大幅に減少し、令和 6 年では微増にとどまり、概ね横ばいで推移した。調査対象期間全体では、42 ポイントの減少となった。

¹⁰³ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）

¹⁰⁴ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（【産業上の使用者 C 社】）（調査項目 B-2-2）

¹⁰⁵ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）

¹⁰⁶ AD 協定 3.4

¹⁰⁷ 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

(122) なお、「表 17 当該輸入貨物の輸入量」及び「表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」のとおり、令和 4 年に生産量・販売量が大きく減少しているが、その主因は、日本曹達が令和 4 年 3 月に本邦産同種の貨物の生産・販売から撤退したことにある。申請書によれば、日本曹達は粉碎品の大手供給者であり、同者の撤退後、AGC は通常品の供給増を優先し、粉碎品の販売に注力しなかったため、粉碎品を製造・販売する第三国（米国及び台湾）産同種の貨物が、日本曹達の粉碎品供給減少分の一部を補う形で輸入増加したとされている¹⁰⁸。申請書別紙 35 によれば、日本曹達の粉碎品の【日本曹達の粉碎品の販売に関する情報】である。

他方、第三国産同種の貨物は令和 4 年 3 月以降より顕著に増加し¹⁰⁹、令和 3 年比で、令和 4 年に 3,837MT、令和 5 年に 4,381MT 増加した。この動きは、【日本曹達の販売に関する情報】、また、時期の観点からも、撤退による供給減少分を補完する動きと整合しており、申請書の記載内容は妥当であると考えられる。

(123) 令和 5 年における生産量の減少は、需要の減少に加え、調査対象貨物及び第三国からの輸入増加により、市場占拠率が低下したことによるものである。令和 6 年には第三国産同種の貨物の輸入が減少したものの、調査対象貨物の輸入が増加し、本邦産同種の貨物の生産量は概ね横ばいで推移した。

(124) また、調査対象期間中、国内販売量に対する自家消費量の割合は【0-5】%程度、輸出量の割合は【0-15】%程度で推移しており、いずれも影響は限定的であった。

表 21 本邦の産業の生産量の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
生産量(MT)	【100】	【102】	【81】	【56】	【58】
期首在庫量(MT)	【100】	【125】	【131】	【73】	【55】
国内販売量(MT)	【100】	【115】	【110】	【68】	【73】
自家消費量(MT)	【100】	【167】	【109】	【129】	【104】
輸出量(MT)	【100】	【13】	【5】	—	—
期末在庫量(MT)	【100】	【105】	【59】	【44】	【29】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）

(注) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

¹⁰⁸ 申請書 5-2-1、5-2-4(2)、別紙 19、22、33

¹⁰⁹ 申請書別紙 22

3-4-2 生産能力・稼働率（操業度）

(125) 本邦産同種の貨物の生産量を生産能力で除した稼働率（操業度）は、「表 22 本邦の産業の稼働率の推移」のとおりである。なお、同表は稼働率の動向に焦点を当てるため、途中で撤退した者を除き 1 者¹¹⁰のみの数字を用いて作成した。

調査対象期間を通じて生産能力にほとんど変化がなかったことから、稼働率は生産量と概ね同様の動きを示している。日本曹達が撤退した令和 4 年には、稼働率が一時改善したが、令和 5 年は需要の減少に加え、調査対象貨物及び第三国からの輸入増加により生産量が減少し、稼働率も悪化した。令和 6 年には、第三国産同種の貨物の輸入が減少したものの、調査対象貨物の輸入が増加し、本邦産同種の貨物の生産量はほぼ横ばいで推移したため、稼働率も横ばいとなった。

表 22 本邦の産業の稼働率の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
生産量(MT)	【100】	【108】	【154】	【116】	【121】
生産能力(MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
稼働率	【100】	【107】	【154】	【116】	【121】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 稼働率（%）＝生産量（MT）／生産能力（MT）×100

(注 2) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-3 販売及び市場占拠率

(126) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 23 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、令和 3 年に対前年比で 15 ポイント増加した後、令和 4 年に対前年比 5 ポイント減少、令和 5 年に対前年比 42 ポイント減少した。その後、令和 6 年には対前年比で 5 ポイント増加したものの、調査対象期間全体では 27 ポイントの減少となった。

令和 4 年以降の販売量大幅減少の主因は、上記「3-4-1 生産高」で述べたとおり、日本曹達の撤退及び調査対象貨物の輸入増加であることを確認した。

(127) 本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」及び「表 23 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、調査対象貨物の輸入増加及び国内販売量の減少を反映し、令和 3 年に対前年比 1 ポイント増加した後、令和 4 年に対前年比で 14 ポイント、令和 5 年に対前年比で 18 ポイント減少した。

¹¹⁰ AGC

令和 6 年には対前年比で 6 ポイント増加したものの、調査対象期間全体では 25 ポイントの減少となった。

表 23 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
国内販売量(MT)	【100】	【115】	【110】	【68】	【73】
自家消費量(MT)	【100】	【167】	【109】	【129】	【104】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【145】	【99】	【189】	【142】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【101】	【87】	【69】	【75】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)、確認票(日本曹達)

(注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT)) / (総輸入量(MT) + 本邦産同種の貨物の国内販売量合計(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量合計(MT))

(注 2) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT) + 総輸入量(MT) + 輸入生産者による本邦産同種の貨物の国内販売量(MT)

(注 3) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-4 在庫

(128) 本邦の産業の期末在庫は、「表 24 本邦産同種の貨物の在庫の推移」のとおり、令和 3 年に対前年比で 5 ポイント増加した後、最終年にかけて減少を続け、調査対象期間全体では 71 ポイントの減少となった。令和元年及び令和 2 年から令和 5 年にかけては、生産量の減少に伴い、在庫量も減少した。令和 6 年には、生産量が増加したものの、販売量の増加がこれを上回ったため、在庫量はさらに減少した。その結果、在庫率は、調査対象期間全体で 51 ポイント減少した。

表 24 本邦産同種の貨物の在庫の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
在庫量(MT)	【100】	【105】	【59】	【44】	【29】
在庫率	【100】	【104】	【72】	【78】	【49】
生産量(MT)	【100】	【102】	【81】	【56】	【58】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)、確認票(日本曹達)

(注 1) 在庫率(%) = 本邦生産者の期末在庫量(MT) / 本邦産同種の貨物の生産量(MT) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-5 国内価格に影響を及ぼす要因

(129) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

(130) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価及び国内販売価格は、「表 25 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりである。

原材料費は、製造原価全体の【60-85】%と大宗を占めており、令和 2 年から令和 5 年にかけて 160 ポイント増加した。令和 6 年には対前年比で 89 ポイント減少し、調査対象期間全体では 71 ポイントの増加となった。

労務費の製造原価に占める割合は【1-10】%と小さく、調査対象期間を通じて増減を繰り返した結果、調査対象期間全体では 14 ポイントの減少となった。経費は、製造原価全体の【15-35】%を占めており、令和 2 年から令和 4 年にかけて 14 ポイント減少した後、令和 5 年に 46 ポイント増加し、令和 6 年には 11 ポイント減少した結果、調査対象期間全体では 21 ポイントの増加となった。

(131) これらの結果、製造原価は、令和 2 年から令和 5 年にかけて 109 ポイント増加した一方、令和 6 年には対前年比で 59 ポイント減少し、調査対象期間全体では 50 ポイントの増加となった。国内販売価格も、製造原価の上昇を受けて調査対象期間を通じて増加傾向を示し、調査対象期間全体では 93 ポイント増加している。

(132) 令和 4 年から令和 5 年にかけて、本邦の産業は原材料価格の高騰のため値上げを実施した。しかしながら、令和 2 年から令和 5 年にかけて原材料費上昇を主因とする製造原価の増加幅が 109 ポイントであったのに対し、国内販売価格の増加幅は 107 ポイントにとどまった。令和 5 年には、調査対象貨物の提示価格が交渉の基準（引き合い）として用いられた結果、主要顧客からの値上げ幅圧縮や値下げ要求（見積書・入札結果・価格交渉記録等）が生じ、シェアを落とした事例が確認された¹¹¹。

(133) 令和 6 年には、製造原価の下落に伴い、本邦産同種の貨物の国内販売価格も下落したが、「3-4-3 販売及び市場占拠率」に示すとおり、調査対象貨物の価格も下落し、相対的に低価格水準を維持していた。本邦の産業は、値下げを限定的にとどめた一方で、一部の取引先においては調査対象貨物の価格を引き合いに出され、シェア維持のために、製造原価に見合った価格設定をすることができなかった事例が確認された¹¹²。

¹¹¹ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

¹¹² 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

表 25 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
製造原価合計(円/kg)	【100】	【106】	【170】	【209】	【150】
原材料費(円/kg)	【100】	【113】	【225】	【260】	【171】
原材料費の製造原価に占める割合(%)	【60-70】	【60-70】	【75-85】	【75-85】	【65-75】
労務費(円/kg)	【100】	【103】	【73】	【113】	【86】
労務費の製造原価に占める割合(%)	【1-10】	【1-10】	【1-10】	【1-10】	【1-10】
経費(円/kg)	【100】	【93】	【86】	【132】	【121】
経費の製造原価に占める割合(%)	【25-35】	【25-35】	【15-25】	【15-25】	【25-35】
国内販売価格(円/kg)	【100】	【101】	【142】	【207】	【193】
製造原価率(%)	【100】	【104】	【120】	【101】	【78】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4)

(注) 各欄の【 】のうち、レンジを記載した項目を除き、令和2年の数値を100とする指数である。

3-4-6 利潤

(134) 本邦の産業の売上高は、「表 26 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、令和2年から令和5年にかけて140ポイント増加し、令和6年には対前年比で10ポイント減少したものの、調査対象期間全体では130ポイントの増加となった。ただし、本来本邦の産業の売上高として考慮すべき日本曹達の売上高を考慮していない点には留意が必要である。

営業利益は、調査対象期間を通じて増加し、期間全体で271ポイントの大幅な増加となった。しかしながら、これは令和2年の営業利益が約【数値】円と少額だったことによるものであり、実額では約【数値】円の増加にとどまる。売上高営業利益率についても概ね同様の傾向を示し、調査対象期間全体で62ポイント増加した。令和6年の売上高営業利益率は【15-30】%であり、一定の利益水準が確保されていると認められる。

表 26 本邦の産業の利潤の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
売上高(百万円)	【100】	【118】	【205】	【240】	【230】
営業利益(百万円)	【100】	【111】	【162】	【169】	【371】
売上高営業利益率	【100】	【94】	【79】	【70】	【162】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-2-2)

(注1) 売上高営業利益率(%) = 営業利益(百万円) / 売上高(百万円) × 100

(注2) 各欄の【 】は、令和2年の数値を100とする指数である。

3-4-7 投資及び投資収益

(135) 本邦の産業の投資は、「表 27 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、令和 3 年に対前年比で 14 ポイント減少した後、令和 4 年には対前年比で 11 ポイント増加し、令和 5 年には対前年比で 3 ポイント減少した。令和 6 年には対前年比 144 ポイントの大幅な増加となり、調査対象期間全体では 138 ポイントの増加となった。

令和 6 年に設備投資額が増加したのは、本邦生産者 1 者¹¹³が、令和 5 年から令和 6 年にかけて、先延ばしとしていた設備の維持更新工事等を実施したためであることを確認した¹¹⁴。

表 27 本邦の産業の設備投資額の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
設備投資額(百万円)	【100】	【86】	【97】	【94】	【238】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-4)

(注) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

(136) 本邦の産業の投資収益については、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額(帳簿価額又は取得原価)で除して算出した投資収益率により分析した。その結果は、「表 28 本邦の産業の設備投資収益率の推移」のとおりである。

また、設備投資評価額については、帳簿価額及び取得原価のいずれにおいても、調査対象期間を通じて大幅な増加傾向が認められた。

表 28 本邦の産業の設備投資収益率の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【98】	【115】	【122】	【196】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【108】	【154】	【155】	【320】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-2-2、様式 F-4-2)

(注) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-8 資金流出入(キャッシュフロー)

(137) 本邦の産業のキャッシュフロー(営業活動によるキャッシュフロー)は、「表 29 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、令和 3 年及び令和 4 年には、棚卸資産の影響により減少した。その後は、売上高の増加に伴う営業利益の増加により、令和 6 年まで増加し、調査対象期間全体では 251 ポイントの増加となった¹¹⁵。

¹¹³ AGC

¹¹⁴ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-4-3)、申請書 5-2-3

¹¹⁵ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-3-2)

表 29 本邦の産業のキャッシュフローの推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
営業活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【88】	【54】	【123】	【351】
投資活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【86】	【97】	【94】	【238】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-3-2)

(注) 各欄の【 】は、令和2年の数値を100とする指数である。

3-4-9 資金調達能力

(138) 本邦の産業の資金調達能力については、上記「3-4-7 投資及び投資収益」で述べたとおり、令和6年に設備投資額が増加しているが、これは、本邦生産者1者¹¹⁶が令和5年から令和6年にかけて、設備の維持更新工事等を実施したことによるものであることを確認した¹¹⁷。

他方、本邦生産者は他の事業も併せて営んでいることから、同種の貨物の売上高の変動が、本邦生産者の資金調達能力に顕著な影響を及ぼしているとは認められなかった。

3-4-10 雇用

(139) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 30 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、令和2年から令和4年にかけて25ポイント増加した。実人数でみると【数値】人の増加にとどまっており、概ね横ばいといえる。その後、令和5年は対前年比で横ばいとなり、令和6年には対前年比で22ポイント減少した結果、調査対象期間全体では横ばいで推移した。

令和2年から令和4年にかけて増加した要因は、本邦生産者のうち1者¹¹⁸において【雇用増加の要因】が生じたことによるものであった¹¹⁹。また、令和6年における雇用人数の減少は、【理由】によるものであることを確認した¹²⁰。

表 30 本邦の産業の平均雇用人数の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
平均雇用人数(人)	【100】	【109】	【125】	【125】	【103】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、令和2年の数値を100とする指数である。

¹¹⁶ AGC

¹¹⁷ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-4-3)

¹¹⁸ AGC

¹¹⁹ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 B-5-1)

¹²⁰ 本邦生産者現地調査結果報告書(AGC)(2.(2)(ア))

3-4-1.1 賃金

- (140) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、「表 31 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」のとおり、令和 2 年から令和 4 年に 10 ポイント減少した後、令和 5 年には対前年比で 8 ポイント増加し、令和 6 年には対前年比 3 ポイント減少した。その結果、調査対象期間全体では 5 ポイントの減少となり、概ね横ばいで推移した。

表 31 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
一人当たり月平均賃金(千円)	【100】	【99】	【90】	【98】	【95】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円）／平均雇用人数（人）／12 ヶ月

（注 2）平均雇用人数は、「表 30 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

（注 3）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-1.2 生産性

- (141) 本邦の産業の生産性は、「表 32 本邦の産業の生産性の推移」のとおりである¹²¹。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性は、生産量が増加した令和 4 年には対前年比で 24 ポイント増加した一方、令和 5 年には生産量が減少したことから、対前年比で 30 ポイント減少した。令和 6 年には、雇用人数の減少と生産量の増加により、対前年比で 25 ポイント増加した。調査対象期間全体では、18 ポイントの増加となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性は、令和 2 年から令和 5 年にかけて 91 ポイント上昇した後、令和 6 年に対前年比で 33 ポイント増加し、調査対象期間全体では 124 ポイントの増加となった。

- (142) 上記「3-4-1.0 雇用」で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は全体的に概ね横ばいで推移した一方、令和 4 年及び令和 6 年に生産量が増加したため、物的生産性は増加した。

他方、価値生産性については、令和 4 年及び令和 5 年に売上高が増加したことから、調査対象期間を通じて増加傾向を示した。

¹²¹ 雇用人数について確認できた AGC の数字を使用。

表 32 本邦の産業の生産性の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
物的生産性(MT／人)	【100】	【99】	【123】	【93】	【118】
価値生産性(千円／人)	【100】	【108】	【164】	【191】	【224】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 物的生産性(MT／人)＝生産量(MT)／平均雇用人数(人)

(注 2) 価値生産性(千円／人)＝(本邦産同種の貨物の国内販売額(千円)＋本邦産同種の貨物の自家消費額(千円))／平均雇用人数(人)

(注 3) 平均雇用人数は、「表 30 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 4) 各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

3－4－1 3 成長

- (143) 製造業においては、一般的に研究開発が企業の成長ための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するため、本邦産業における研究開発の動向を確認した¹²²。その結果、調査対象期間中に研究開発は実施されておらず、本邦の産業の成長への寄与は認められなかった。

3－4－1 4 不当廉売価格差の大きさ

- (144) 調査対象貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額並びに、本邦産同種の貨物の国内販売価格と調査対象貨物の国内販売価格との差について、「表 33 不当廉売差額率と国内販売価格差率」のとおり比較した。

その結果、令和 6 年の不当廉売差額率は 36.34%、また、調査対象期間における国内販売価格差率は【50-80】%であり、国内販売価格差率が不当廉売差額率を上回っていることが認められた。このことから、不当廉売価格差は、国内産業に相当の影響を及ぼしていたと判断される。

表 33 不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和6年 (2024年)
不当廉売差額率	36.34%
国内販売価格差率	【50-80】%

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)、財務省貿易統計

¹²² 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-5)

3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(145) 上記のとおり、令和3年3月に不当廉売関税の賦課が開始されたにもかかわらず、韓国からの輸入量は、令和2年から令和3年にかけて増加しており、同期間における国内需要に占める韓国産品の割合は横ばいであった。一方、本邦の産業における生産量及び販売量は、調査対象期間全体を通じて減少している。

(146) 他方で、本邦の産業の売上高、営業利益及びキャッシュフローは全体として堅調に推移しており、事業継続に必要な設備投資も実施されている。また、物的生産性は生産量と同様に増加傾向を示し、価値生産性についても、売上高の増加を反映して増加した。設備投資収益率も、営業利益の増加を背景として上昇している。

(147) しかしながら、調査対象貨物は、調査対象期間中、令和4年を除き、不当廉売関税を加味してもなお、本邦産同種の貨物の販売価格を下回って推移していた。また、不当廉売関税の課税開始後も、調査対象貨物の輸入量は増加を続け、市場占拠率は令和6年に【15-25】%に達した。不当廉売関税を加味しない場合には、調査対象期間を通じて、本邦産同種の貨物の販売価格を大きく下回っていた。

これらの事実は、調査対象貨物が、本邦産同種の貨物の販売価格を上回る水準では販売が困難であることを示すとともに、不当廉売関税の撤廃後には、プライスアンダーカッティングを伴う更なる輸入増加のおそれが高いことを示唆するものである。

(148) 以上を総合すると、現行の課税措置により、売上高や営業利益等の損害指標には一定の改善がみられる一方で、生産量、販売量、市場占拠率及び稼働率は悪化している。

また、課税措置導入後においても、調査対象貨物への切替えが生じた事例¹²³が確認されていること等を踏まえると、本邦の産業は、現時点においてもなお、損害を受けやすい脆弱な状況にあると認められる。

3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

(149) 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3-5-1 将来における当該輸入貨物の輸入

¹²³ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）、申請書別紙 8-3、8-4、8-6、8-11 参照、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（【産業上の使用者 C 社】）（調査項目 B-2-2）

- (150) 上記「**2-2-7 韓国を原産地とする炭酸二カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論**」において分析したとおり、韓国の供給者は相当程度の余剰生産能力を有しており、稼働率の上昇に伴い、将来の生産量は増加すると見込まれる。

しかしながら、韓国国内には当該余剰生産能力を全て吸収できる市場は存在せず、また、韓国国外においても、韓国の供給者による追加的な輸出を完全に吸収できる市場は確認されていない。

さらに、韓国と地理的に近接するアジア市場に着目すると、本邦市場のみが需要が生産量を上回り、供給過多に陥っていない状況にある。

以上を踏まえると、現行の不当廉売関税の課税期間が延長されない場合には、韓国の供給者が、本邦に対する不当廉売輸出を継続するおそれがあると考えられる。

3-5-2 将来における本邦の炭酸二カリウム市場規模

- (151) 炭酸二カリウムの国内需要量については、産業上の使用者 1 者から「需要増加の可能性あり」との回答¹²⁴があった。しかしながら、当該回答には具体的な根拠が示されていないことに加え、回答を得た他の産業上の使用者はいずれも、需要の変化は「無」とであると回答¹²⁵している。このため、今後、本邦市場が大幅に拡大する可能性は高くないと考えられる。

以上を踏まえると、今後の本邦市場は、現状と比べて著しく縮小するとも、大幅に拡大するとも見込みがたく、概ね横ばいで推移すると考えるのが妥当である。

3-5-2-1 その他の証拠の提出及び意見の表明

- (152) これまでに検討した証拠及び利害関係者の意見に加え、調査当局は、以下の意見等についてさらに検討を行った。

- (153) UNID より、不当廉売関税による保護の結果と効果について、次のとおり意見が表明¹²⁶された。

(ア) 日本曹達は、市場要因により令和 4 年に撤退しており、韓国産品の輸入とは関係がない。日本曹達の発表を踏まえれば、将来の需要見通しや施設維持費を見直した結果、事業再編を実施しても中長期的に利益を生み出すのは難しいという判断がなされたのであって、UNID 及び韓国産品の影響に関しては一切言及されていない。これにより、AGC は、日本の炭酸二カリウム産業における唯一の国内生産者となった。

¹²⁴ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（【産業上の使用者 A 社】）（調査項目 A-4）

¹²⁵ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-4-2、A-4-3）

¹²⁶ 意見の表明（UNID 令和 7 年 12 月 22 日）

(イ) 日本の炭酸二カリウム産業の主要企業であり、かつ申請者である AGC は、本邦産同種の貨物を含む化学製品事業において、調査対象期間中、一貫して黒字を維持してきた。AGC の財務データによれば、化学製品部門では、令和 2 年～令和 6 年に売上高が年平均 7.10%、営業利益が年平均 2.98%増加しており、令和 2 年比では、売上高が 31.56%、営業利益が 12.48%増加している。

これらの収益の改善は、韓国産炭酸二カリウムの輸入量や輸入価格の変動とは連動しておらず、AGC の業績が輸入動向とは独立して推移していることを示すものである。具体的には、AGC の化学製品部門の営業利益は令和 2 年比で 174.85%増加した一方、同期間に韓国からの炭酸二カリウム輸入量は 12.88%増加し、単価は高値から 1t 当たり 825USD へ低下した。それにもかかわらず、AGC は大幅な利益増を記録しており、輸入増加と価格下落が国内産業の損害につながったとする因果関係は見いだし難い。

(ウ) 不当廉売関税の効果を検証すると、不当廉売関税発動前（令和元年～令和 3 年）には、AGC の営業利益が年平均 48.43%増加したのに対し、発動後（令和 4 年～令和 6 年）は逆に年平均 36.95%減少している。このことから、不当廉売関税措置が国内産業の保護や収益改善に実効的に寄与した形跡は乏しい。

(エ) さらに、同じ不当廉売関税措置の下で、国内のもう一つの生産者であった日本曹達は業績悪化が進み、令和 4 年 3 月に炭酸二カリウム事業から撤退した一方、AGC は黒字を維持している。このように、同一の政策下で企業ごとに全く異なる結果が生じていることは、不当廉売関税措置と日本の炭酸二カリウム産業の業績指標との間に、明確な相関が認められないことを示唆している。

(154) 上記(153)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 令和 2 年 8 月、日本曹達は、将来の需要見通しや設備維持費を踏まえた事業再編方針を公表し、令和 4 年 3 月に炭酸二カリウム事業から撤退した。同社の公表資料¹²⁷には、韓国産品による具体的な影響に関する記載はなく、撤退は採算性、設備維持費、事業構造等を踏まえた経営判断によるものと理解できる。この結果、AGC が本邦における唯一の炭酸二カリウム生産者となった。

もっとも、撤退発表時の公表資料に直接言及がないことのみをもって、韓国産品の影響が皆無であったと結論づけることは相当ではない。日本曹達は撤退直前に実施された当初調査において、本邦生産者として、韓国産炭酸二カリウムによる不当廉売の影響を主張していた。当初調査時の質問状回答によれば、令和 2 年に顧客から安価な調査対象貨物との価格差を理由とする購入数量減少の示唆を受けた事実、販売価格引下げ要請を受けた事実、また、それでもなお事業継続及び安定供給の確保のため値上げに踏み切っ

¹²⁷ 申請書別紙 32

た事実が認められた。当初調査においては、これらの事実を踏まえて、本邦の産業が調査対象貨物の存在により価格転嫁を阻害され、十分な利益を確保することができず、最低限の設備投資しか行うことができない等の損害を被っていたと認定している¹²⁸。

以上の事実関係に照らせば、日本曹達の撤退は、採算性、設備維持費及び事業構造等を踏まえた経営判断によるものであったことは理解できるが、当時の市場環境に存在した韓国産品の価格競争圧力が、撤退判断に影響を与えた可能性は合理的に排除できない。

(イ) UNID は、AGC の化学製品事業が、調査対象期間を通じて黒字で推移し、売上高及び利益が韓国産炭酸二カリウムの輸入量又は輸入価格の変動と連動していないことから、国内産業は輸入による損害を受けていないと主張する。また、関税措置発動前後の営業利益の増減や、日本曹達が撤退する一方で AGC が黒字を維持している点を挙げ、関税措置と国内産業の業績との間に相関はないとも述べている。調査当局は、UNID が提示した資料と AGC の質問状回答の内容に相違が認められたため、その相違点を確認したところ、AGC からは次の説明があった。「化学品セグメントは、エッセンシャルケミカルズとパフォーマンスケミカルズで構成されており、それぞれが異なる性質を有する製品である。炭酸二カリウムはエッセンシャルケミカルズの一製品であるが、製品により販売構成、コスト構造等は異なる。したがって、炭酸二カリウムのみに着目して作成した質問状回答と、化学品セグメント全体の業績は必ずしも一致しない。化学品セグメントの営業利益約 600 億円のうち、炭酸二カリウムの営業利益は【全体に占める割合はわずか】である。」¹²⁹。質問状回答等により炭酸二カリウム事業に係るデータが提出されている状況においては、分析は同種の貨物に係る事業を対象として行われるべきであり、このように化学製品事業全体といった広範な部門のデータを基礎に損害の有無を判断することは適切でない。UNID の主張は分析対象を異にする情報に依拠しており、そのまま損害分析の根拠とすることはできない。以上を踏まえ、調査当局は UNID の提出資料ではなく、質問状回答等により確認された炭酸二カリウム事業に係るデータを基礎とし、関連事項を改めて検討した。

(ウ) UNID は、関税発動前後の営業利益動向を比較し、関税措置が保護効果を有していないと主張している。しかしながら、日本曹達の令和 4 年 3 月の撤退は、本邦市場の供給構造に大きな変化をもたらし、令和 5 年には国内販売量が令和 3 年比で約 40%減少している。この供給構造の変化は、令和 3 年の課税発動及び令和 4 年の原材料価格高騰と時期的に近接しており、営業利益の前後比較のみで関税措置の効果を評価することは適当とはいえない。

一方で、原材料価格の下落局面での価格動向に着目すると、不当廉売関税を加味しない場合の令和 6 年における韓国産輸入単価は 1kg 当たり 142 円であり、不当廉売関税を

¹²⁸ 当初調査結果報告書(187)

¹²⁹ 本邦生産者現地調査結果報告書 (AGC) (2.(5)(ア))

加味した輸入価格は 186 円であった。これに対し、米国産、台湾産の輸入単価はそれぞれ 1kg 当たり 189 円、183 円であり¹³⁰、いずれも課税後の韓国産価格に近似している。また、本邦生産者の販売単価は【210-250】円であり、製造原価率についても、令和 4 年の【数値】%から令和 6 年には【数値】%へと大幅に低下した結果、利潤は大幅に回復している。これらの事実は、課税措置が過度な価格押し下げ（プライスディプレッション）を抑制して、国内販売価格の維持に寄与した可能性を示唆する。年次の輸入量のみに着目すると、日本曹達撤退により効果が外観上弱まって見えるものの、価格面では実質的効果が確認される。

- (エ) UNID は、関税措置下で AGC は黒字を維持し、日本曹達は撤退しているという結果を挙げ、関税措置と企業業績には相関がないと主張する。しかし、日本曹達の撤退発表は課税開始前に行われたのであり、この撤退の事実のみをもって炭酸二カリウムに対する関税措置の有効性を否定することは適当ではない。

以上を総合すると、現行の課税措置は、本邦の市場における過度な価格押し下げ（プライスディプレッション）を防ぎ、本邦生産者が合理的な価格水準を維持できる環境を確保したという点で、一定の効果を有していたと評価できる。したがって、UNID の上記(153)の意見は採用しない。

- (155) UNID より、不当廉売関税賦課が継続した場合の日本産業への影響について、次のとおりの意見が表明¹³¹された。

- (ア) 日本市場では国内生産だけでは需要を満たせず、安定した輸入が不可欠である。実際、韓国産炭酸二カリウムの輸入量は、不当廉売関税賦課後も令和 3 年の 4,795MT を基準に大きく減少することなく推移している。令和 4 年に一時的に減少したものの、令和 5 年には回復し、令和 6 年には 5,053MT へ増加したことから、韓国産品への需要は継続していることが明らかである。AGC の国内生産が存在しても、韓国産への需要は途切れず、日本市場の需給を支える役割を果たしている。

- (イ) 令和 4 年 3 月に日本曹達が炭酸二カリウム事業から撤退したことにより、国内生産には 10,000～20,000MT 規模の供給ギャップが生じた。この構造的な生産能力の不足により、日本市場では輸入に依存せざるを得ない状況が続いている。こうした国内供給不足の下で、AGC のみの供給では需要を完全に賄うことは困難であり、実際に UNID への問い合わせが継続していることから、韓国産品への需要が今後も続くことが示唆される。

¹³⁰ 申請書別紙 22 に一般関税を加算して算出

¹³¹ 意見の表明（UNID 令和 7 年 12 月 22 日）

(156) 上記(155)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) UNID は、韓国産炭酸二カリウムの輸入量が不当廉売関税賦課後も一定水準を維持していることを理由として、安定した輸入が不可欠であると主張する。しかし、国内生産のみで需要を満たせず輸入が不可欠であるか否かは、本調査で判断すべき事項ではない。本調査は、WTO 協定及び国内法令に基づき、不当廉売がされた指定貨物の輸入及び当該輸入が本邦の産業に与える実質的損害の継続又は再発のおそれの有無を確認する機会であり、需給政策や供給構造の適否を評価する機会ではない。

(イ) もっとも、UNID が主張する構造的な生産能力不足については、「**表 22 本邦の産業の稼働率の推移**」のとおり、令和 6 年の本邦生産者の生産能力は【数値】MT であり、国内需要量【10,000-30,000】MT を大幅に上回る。このため、当該意見は客観的データとは整合しない。ただし、仮に本邦産業の供給が需要を完全に満たせないとしても、そのこと自体は不当廉売の継続を正当化する理由とはならず、また、課税の有効性を否定する根拠ともなり得ない。

以上の理由により、UNID の上記(155)の意見は採用しない。

(157) UNID より、川下産業への影響について、次のとおりの意見が表明¹³²された。

(ア) 炭酸二カリウムは、農業、化学、電子、食品、自動車、ガラスなど多岐にわたる分野で使用されており、川下産業の範囲は非常に広い。不当廉売関税が課された後も、日本の川下産業において韓国産炭酸二カリウムへの需要は引き続き存在している。関税措置により、国内の炭酸二カリウム製造、生産産業は保護されている一方で、川下産業はより高価な原材料を調達することとなり、新たな負担が生じている。

一時的な貿易救済措置である不当廉売関税は、その効果が限定的であり、川下産業や公共の利益に悪影響を及ぼす場合には、措置の妥当性を再検討すべきである。このため、調査当局は、過去 5 年間の不当廉売関税が川下産業及び公共の利益に与える影響を十分に検討する必要がある。

(158) 上記(157)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) UNID は、炭酸二カリウムが多岐にわたる川下産業で 사용되는ことを踏まえ、川下産業や公共の利益に悪影響を及ぼす場合には、措置の妥当性を再検討すべきと主張する。しかし、我が国の制度はそもそも恒久的な措置ではなく、また、川下産業の意向によっ

¹³² 意見の表明 (UNID 令和 7 年 12 月 22 日)

て左右されるものでもない。不当廉売関税は、不当廉売の継続又は再発、それによる損害の継続又は再発が認められる間に限り機能するのであり、本調査は、まさにその蓋然性を確認するために実施しているのである。

なお、国内産業を不当に損なう不当廉売輸入の放置は、中長期的には供給基盤の喪失という形で川下産業にも不利益をもたらしうることに留意したい。日本曹達の撤退は、国内供給の喪失を招き、川下産業が輸入依存度を高める結果となった。日本曹達の撤退要因を当該輸入貨物にのみ帰属させることは拙速であるが、少なくとも、当初調査時に日本曹達が平成 30 年に顧客から安価な海外品との価格差を理由とする購入数量減少の示唆を受けたことや、販売価格引下げ要請を受けた事実、また、それでもなお事業継続及び安定供給の確保のため値上げに踏み切った旨を主張、立証¹³³していた以上、韓国産品の不当廉売によって収益を圧迫され、本邦生産者の供給基盤が弱体化した可能性は否定できない。この点を踏まえれば、不当廉売関税は川下産業に不利益であるという UNID の主張は、因果構造の捉え方に相違があるものと考えられる。

以上より、上記(157)の UNID による意見は採用しない。

(159) 伊藤忠ケミカルフロンティアより、市場等への影響について次のとおり意見¹³⁴が表明された。

(ア) 不当廉売関税の延長は公共の利益を損ない、国内市場の健全な競争を阻害するため反対する。第一に、現在、炭酸二カリウムの国内生産者は AGC の 1 者に限られており、国内市場は実質的に寡占状態にある。韓国産の調査対象貨物は、こうした市場に一定の競争圧を与え、価格の流動性と需要家の選択肢を確保してきた。不当廉売関税の課税期間が延長されれば、海外供給者の市場参入が阻まれ、国内市場における競争原理が一層失われる。その結果、調査対象貨物を原料とする多数の需要家においてコスト競争力が低下し、より消費者に近い国内産業及び最終消費者の利益が害されることとなる。この点から、課税期間の延長は公共の利益に反する。

(イ) 課税期間の延長は、需要家の安定調達・事業継続（BCP）に重大な悪影響を及ぼす。日本曹達の撤退により、調査対象貨物及びその原料に関する国内供給体制は脆弱化し、国内調達先は実質的に AGC の 1 者となっている。加えて、国内生産設備は老朽化しており、需要家が求める安定供給を単独で担保することには重大なリスクがある。需要家にとって、国内外に複数の調達先を確保することは、安定操業及び災害時を含む BCP 対応の観点から不可欠である。過去の震災時においても、韓国産調査対象貨物が国内産業の操業継続に寄与した実績がある。それにもかかわらず、不当廉売関税の課税期間が延

¹³³ 当初調査本邦生産者質問状回答書（日本曹達）

¹³⁴ 意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア 令和 7 年 11 月 18 日）

長されれば、こうした安定調達体制が損なわれ、多くの需要家の事業継続に深刻な支障を来す。

- (ウ) 国内産業の損害が仮にあるとしても、韓国産調査対象貨物との因果関係は不存在である。国内産業の一部が被ったとされる損害の原因は、需要低迷、稼働率低下、コスト上昇及び設備の老朽化といった構造的要因にあり、調査対象貨物の輸入に起因するものではない。日本曹達が客先に配布した資料には、事業撤退の理由について、「近年の需要減による稼働率低下及び、コストの上昇や老朽化設備の補修費用増加等から、当事業は大幅な採算割れの状態に陥っております」と記載されている。当該資料中に、調査対象貨物の輸入は撤退理由として挙げられておらず、寧ろ、損害の理由は、低稼働率及びコストの上昇、設備の老朽化にあることは明らかである。老朽化した設備では安定的な供給が困難であるため、需要家は品質及び供給安定性を重視し、韓国産調査対象貨物を選択してきた。高額な不当廉売関税が課された後も、需要家がやむを得ず韓国産品を購入し続けている事実は、輸入品が国内産業の損害原因ではないことを裏付けている。
- (160) 上記(159)の伊藤忠ケミカルフロンティアの意見について、調査当局は次のとおり検討した。
- (ア) 伊藤忠ケミカルフロンティアは、競争原理の弱体化及び BCP 上の調達多様化の必要性を主張し、措置延長に反対するが、これらは本調査の対象とした事項（不当廉売がされた指定貨物の輸入又は不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項）の対象外の論点であり、本調査の結論を左右しない。
- (イ) 日本曹達の公表資料中に、調査対象貨物の輸入が撤退理由として挙げられていないことのみをもって、国内産業の損害の要因が韓国産品の輸入に帰属しないとする同者の主張は、当該資料のみでは十分に裏付けられない。また、上記(158)に述べたとおり、当初調査で確認された日本曹達による韓国産品の不当廉売に係る主張及び認定内容とも整合しない。
- (ウ) 国内産業の損害が仮にあるとしても、韓国産調査対象貨物との因果関係は不存在であるとする点については、「**3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」で述べたとおり、損害指標は調査対象期間中、現行の課税措置により営業利益等に一定の改善がみられる一方で、生産量、販売量、市場占拠率、稼働率は悪化している。また、課税措置後においても供給者への切り替え事例が確認されるなど、現時点においてもなお、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあると認められる。したがって、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合には、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがある状況にあると評価

できる。

さらに、伊藤忠ケミカルフロンティアは、高額な不当廉売関税が課された後も需要家が韓国産品を購入し続けている事実が、輸入品が国内産業の損害原因ではないことを裏付けると主張する。しかし、「表 20-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、不当廉売関税考慮あり）」のとおり、調査対象期間中、令和 4 年を除いては、韓国産品は不当廉売関税を加味しても本邦産同種の貨物より相対的に低価格で輸入されており、当該主張はこれらの客観的事実との整合性が確認できない。

以上より、伊藤忠ケミカルフロンティアの意見は採用しない。

(161) UNID より、将来的に業界への損害の再発を防ぐための不当廉売関税賦課措置の必要性について、次のとおりの意見が表明¹³⁵された。

(ア) 韓国産炭酸二カリウムの市場シェアは小さく、国内産業に重大な損害を与える状況ではない。韓国産水酸化カリウムの日本市場シェアは令和 3 年～令和 6 年で概ね 6～10%にとどまり、炭酸二カリウムも同様に流通量は限定的である。輸入量に鑑みれば国内産業に重大な損害を与えるとは考え難く、申請者の主張する損害の因果関係には疑問が残る。

(イ) 国内産業の損害はすでに回復しており、課税継続の必要性は乏しい。不当廉売関税発動後、AGC は炭酸二カリウムの販売価格を引き上げ、損害が継続しているとはいえない状況にある。独占的地位を確立した AGC による価格上昇は、過去の損害がすでに相応に回復したことを示唆する。したがって、損害再発の蓋然性が高いとの申請者の主張は説得力に欠ける。

(ウ) 関税措置は川下産業の負担増と供給不安定を招く。日本曹達撤退後、AGC が唯一の国産メーカーとなり、価格設定力が強まった結果、川下産業はより高価な原材料を購入せざるを得なくなった。関税措置の継続は川下産業のコストを押し上げ、供給の不確実性を増大させる副作用が大きい。日本曹達撤退後の供給集中は、関税措置が供給安定に寄与していないことを示す。

(エ) 韓国産品は過去に日本の供給不安を補完した安全弁である。平成 23 年の震災時には、日本国内では電力供給不安や生産停止リスクが高まり、AGC の要請も踏まえて韓国産炭酸二カリウムの輸出が増加した。この経緯を踏まえると、韓国産品への反ダンピング調査は不公平であり、日本市場の安定供給に寄与してきた韓国産品を不当に規制すること

¹³⁵ 意見の表明（UNID 令和 7 年 12 月 22 日）

になる。

- (オ) 関税による保護効果は限定的で、川下負担、供給不安等の副作用が大きい。不当廉売関税は本来一時的措置であるにもかかわらず長期化しており、肯定的効果は限定的である一方、価格上昇・供給不安などの負の影響が無視できない。公共の利益の観点からも、関税継続の合理性には疑問がある。

(162) 上記(161)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 韓国産品のシェアは 6～10%程度と小さく、このような少量の輸入が国内産業に重大な損害を与えているとは考えにくいとの主張について、「表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」を用いて事実関係を確認すると、令和 6 年時点で本邦市場に占める韓国産品の市場占拠率は【15-25】%であり、一定程度の存在感を有していることが確認される。

- (イ) UNID は、関税発動後に申請者の販売価格が上昇したこと等を根拠として、国内産業の損害はすでに回復しており、課税継続の必要性は乏しいと主張する。これに対し申請者は、令和 4 年以降の原料価格高騰を受けた販売価格の引上げや、令和 6 年の原料価格下落期においてコスト低下分を限定的な値下げにとどめることが可能であったため、令和 2 年と比較して令和 4 年から令和 6 年にかけて営業利益及び売上高が回復したと述べる。一方で、課税後も調査対象貨物の輸入は継続しており、調査対象貨物の国内販売価格は調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を下回り続けていたとして、国内産業は製造原価上昇分の十分な転嫁が困難、又は販売量を落とさざるを得ない状況が継続していると主張している¹³⁶。

現時点で一定程度の利益が確保されている場合でも、それが課税撤廃後に損害が再発しないことを意味するものではなく、損害再発のおそれの判断には、課税撤廃時における輸入価格等の動向を踏まえた検討が必要である。この点、令和 6 年の輸入価格は、不当廉売関税を加味しない場合には、本邦産同種の貨物のみならず第三国品の輸入価格も大きく下回ることが確認されているほか、「表 12 不当廉売差額率」のとおり、本件調査で確認された不当廉売差額率は 36.34%と当初調査結果をやや上回っている。これらの事実は、韓国産品が依然として低い価格で日本市場に供給され得る状況にあることを示している。

したがって、課税により現在維持されている国内産業の価格水準が、課税撤廃後に再び不当廉売がされた価格により押し下げられた場合には、現に回復がみられた利益水準が再び損なわれることが合理的に推測される。

(ウ) UNID は、関税措置の継続により川下産業の調達価格が上昇し、供給不安が増すと主張するが、川下産業における負担や公共の利益に関する事項は、本調査の調査対象には含まれない。したがって、当該主張は課税措置の効果や損害再発の可能性を判断する上で本調査の結論を左右しない。その上で、事実関係を確認すると、「表 17 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、総輸入量に占める韓国産品の割合は令和 2 年の 77.5%から令和 6 年には 54.2%へ低下しており、韓国以外の第三国からの輸入が拡大したことが確認できる。これらの客観的事実からは、課税の継続が第三国からの輸入参入を阻害した事実は確認できず、むしろ輸入元に着目すれば、供給源が多様化したことで市場としての安定性が高まったとも解することができる。UNID の主張する、関税継続が供給不安定化を招くとの推論は、確認された輸入動向と一致しない。

(エ) 韓国産品は震災後に供給不安を補完した安全弁であり、震災後に供給を補った韓国産品に対して調査するのは不公平との主張について、非常時の特定国による供給貢献や外交的公平性については、本調査の対象とする項目ではない。

(オ) 関税の効果は限定的で、川下負担、供給不安等の副作用が大きいとの主張について、上記(154)に述べたとおり、関税は国内販売価格の維持に一定の効果を有していたものと考えられる。したがって、保護効果が限定的であるとの UNID の評価は、本調査で確認した事実とは一致しない。

したがって、上記(161)の UNID の意見は、本件調査の趣旨及び事実関係に照らして採用することは困難である。

(163) UNID より、原材料価格と販売価格の関係について、次のとおりの意見が表明¹³⁷された。

(ア) 原材料である塩化カリウムの価格と販売価格の関係に留意して分析すべきである。申請者は、令和 4 年から令和 5 年に主要原材料である塩化カリウム価格が高騰し、調査対象貨物の価格も上昇したものの、日本産品との価格差は維持されたと主張している。さらに、令和 6 年に原材料価格が下落した後も価格差が継続し、国内生産者の販売数量や市場シェアが減少したとしている。

しかしながら、この主張は同時に、本件市場において販売価格が原材料価格に強く連動して形成されていることを示している。すなわち、価格変動の主因は原材料市場の変動であり、申請者自身の販売価格も当該変動を反映して上下している。

したがって、観測された価格差や収益変動の全てを UNID 製品の輸入による損害として評価することは適切ではない。仮に、原材料価格の変動下で輸入品との競争が収益に影響したとしても、原材料コスト上昇、下落による影響と、輸入による影響とは切り分

¹³⁷ 意見の表明 (UNID 令和 7 年 12 月 22 日)

けて評価される必要がある。申請者の主張は、この点に関する整理が十分ではない。

(164) 上記(163)の UNID から提出された意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) UNID は、炭酸二カリウムの価格形成が、製造原価の相当部分を占める塩化カリウム価格の動向に強く依存することを理由に、市場価格の変動要因を一意に輸入品による競争圧力に帰属させることは適切でないと主張している。損害の有無や再発のおそれを評価するに当たっては、原材料価格の変動による影響と、不当廉売がされた輸入による影響とを切り分けて検討する必要があるとの指摘である。

もっとも、上記(154)で触れたとおり、原材料価格等の外的要因が一定の落ち着きを見せた令和 6 年においては、本邦産業における利潤の回復や製造原価率の低下が確認されている。原材料価格の変動のみでは当該動向を十分に説明し切れず、課税措置が過度な価格押し下げ（プライスディプレッション）を抑制し、国内販売価格の維持に寄与した可能性を示唆するものである。

さらに、同時期において、不当廉売関税を加味しない場合の韓国産品の輸入価格が、本邦産同種の貨物及び第三国産品の輸入価格を下回る局面が確認されており、課税撤廃後には相応の価格押し下げ圧力が生じ得る状況が継続していると認められる。

以上を踏まえると、原材料価格の変動が損害指標に影響を与えている可能性は否定されないものの、それは不当廉売による損害やその再発のおそれを否定するものではない。上記(154)に述べたように、原材料価格が安定した局面においても、低価格輸入が国内価格を下押しし得る構造が認められるかという観点から分析することが適當である。

(165) UNID より、米国産炭酸二カリウムについて、次のとおりの意見が表明¹³⁸された。

(ア) 米国産炭酸二カリウムによる影響を考慮すべきである。申請者自身が指摘するとおり、令和 4 年以降、日本市場では韓国産以外にも米国、中国、台湾からの輸入が増加しており、日本曹達の撤退後の供給不足は第三国からの輸入によって補われている。特に米国からの輸入は、令和 3 年以降急増しており、令和 4 年の輸入量は令和 3 年比で約 78%増加している。

国内市場における輸入シェアを見ても、米国産品は令和 3 年の約 2%から令和 6 年には約 10%へと大きく拡大しているのに対し、韓国産品は概ね 6~7%の範囲で推移している。このため、近年の市場変化に伴う影響を評価するに当たっては、韓国産品だけでなく、米国産品の増加による影響を明確に区別して検討する必要がある。韓国産品による損害のみを前提とし、米国産品の急増を十分に考慮しない評価は、市場実態を的確に反映したものとは言い難い。

¹³⁸ 意見の表明（UNID 令和 7 年 12 月 22 日）

(166) 上記(165)の UNID から提出された意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) UNID は、近年の市場変化として米国産品の輸入増加を十分考慮すべきであると主張している。これに対し、申請者は、第三国輸入の増加は主として令和 4 年 3 月の日本曹達撤退に伴う需給構造の変化に起因するものであると指摘している。特に、日本曹達の販売量の【少くない割合】を占めていた粉碎品について、本邦産同種の貨物の供給が大幅に低下した結果、米国産品がその不足分を補完する役割を果たしたとしている¹³⁹。

調査当局は、課税措置の効果及び国内市場構造の変化をより詳細に把握するため、月次の輸入動向を確認した¹⁴⁰。令和 3 年 3 月 25 日の暫定課税開始直後には、韓国産及び米国産の輸入が一時的に拡大したが、韓国産の月次輸入量は、令和 3 年 3 月の 1,100MT から同年 4 月には 101MT へと急減し、その後、5 月から 8 月にかけて 303MT、319MT、378MT、321MT と推移している。米国産品についても、2 月から 8 月にかけて 20MT、140MT、80MT、69MT、51MT、60MT、84MT と、増減を伴いながら推移しており、課税措置により調査対象貨物の輸入価格が上昇し、短期的に数量へ影響が及んだものと評価できる。

その後、令和 4 年 3 月の日本曹達撤退以降、韓国産及び米国産の輸入量はいずれも再び拡大した。同年上半期の月次輸入量を確認すると、韓国産品は、1 月 362MT、2 月 347MT、3 月 396MT、4 月 468MT、5 月 391MT、6 月 280MT と推移し、米国産品も、1 月 61MT、2 月 80MT、3 月 140MT、4 月 155MT、5 月 333MT、6 月 220MT へ拡大した。米国産品は不当廉売関税の暫定課税開始直後にも増加したが、日本曹達の撤退後に、より顕著な増加が確認される。

韓国産、本邦産及び米国産の各産品を併用する事例¹⁴¹や、通常品を購入して自家粉碎を行う顧客が存在する¹⁴²など、市場が完全に分離しているとまでは言えないが、上記(122)に述べた事実を総合すると、米国産品が本邦生産者による粉碎品供給の低下に対し補完的役割を果たしたとする申請者の主張内容は、概ね妥当であると考えられる。

年次では、令和 4 年の輸入量は韓国産品が 4,267MT、米国産品が 1,980MT であった。1kg 当たりの輸入単価は、不当廉売関税を加味した韓国産品が令和 4 年 177 円、令和 5 年 197 円、令和 6 年 186 円で推移している一方、米国産品は令和 4 年 146 円、令和 5 年 257 円、令和 6 年 189 円で推移している。

同時期の本邦生産者は、令和 4 年以降の原材料高騰期に価格引上げを実施し、その後もコスト低下に伴う値下げを限定的にとどめた。その結果、営業利益及び売上高営業利益率が一定程度改善している。他方で、令和 5 年以降は、不当廉売関税を加味した場合であっても韓国産品が本邦産同種の貨物より低価格で推移しており、価格競争上、対抗

¹³⁹ 申請書 5-2-1

¹⁴⁰ 申請書別紙 22。価格は一般関税を加算して算出。

¹⁴¹ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）【産業上の使用者 C 社】

¹⁴² 申請書 5-2-4

が困難な状況は継続している。

具体的には、令和 4 年においては、本邦産同種の貨物の販売単価が 1kg 当たり【130-175】円、販売量が【10,000-20,000】MT であったのに対し、不当廉売関税を加味した韓国産品の単価は 177 円であり、本邦産品が相対的に低位であった。ただし、令和 4 年は、上記(115)に述べたとおり、原材料価格の急上昇を受けて価格転嫁が試みられた結果、本邦産同種の貨物の販売価格が大きく変動した年であった。また、同年における米国産品は 1kg 当たり 146 円と、さらに低水準であった。

令和 5 年は、本邦産品の販売単価が【200-260】円へ上昇した一方、販売量は【7,000-12,000】MT へと落ち込んだ。不当廉売関税を加味した韓国産品の単価は 197 円と相対的に低価格で、輸入量は 9,524MT から 10,670MT に増加した。米国産品は 257 円へ上昇し、輸入量は 1,345MT へ減少した。韓国産品の低価格が数量獲得に寄与し、米国産品及び本邦産品は数量の一部を韓国へ譲ったものと解される。令和 6 年は、不当廉売関税を加味した韓国産品が 1kg 当たり 186 円、米国産品が 189 円と両者は近接していた。これらの客観的事実からも、炭酸二カリウムが価格に対する感応度が極めて高い産品であることが伺える。

以上を総合すると、第三国産品、特に米国産品は、日本曹達の撤退に伴う需給変化を補う役割を果たしており、令和 4 年以降の市場環境を理解する上で、補完的に考慮すべき対象である。一方で、炭酸二カリウムが価格に対する感応度が高い産品であることを踏まえれば、課税撤廃後には韓国産品の低価格が国内販売価格を押し下げ得る構造が継続していると認められる。

したがって、課税撤廃された場合、本邦の産業が現在の利益水準を維持することは困難であり、課税措置による価格押し下げ効果の緩和が、国内価格水準の維持及び利益回復に寄与しているとする申請者の主張は、客観的事実に照らして合理的である。

以上を踏まえると、上記(165)の UNID からの意見は、事実関係に照らし、採用することは相当でない。

3-6 本邦の産業に与える実質的な損害が指定された期間の満了後に再発するおそれについての結論

- (167) 上記「3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」及び「3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に示したとおり、調査対象貨物は、現行の不当廉売関税に係る課税措置の下においても、本邦産同種の貨物を下回る価格での輸入が継続しており、本邦の産業は、その影響を受け続けていることが認められる。また、現在課している 30.8%の不当廉売関税を撤廃した場合、少なくとも調査対象貨物の本邦における価格が、これと同等程度下落すると考えることは合理的である。

(168) 調査対象国の供給者は、本邦需要量を上回る余剰生産能力を有しており、その余剰分を本邦以外の市場に振り向けることは困難な状況にある。一方で、本邦市場の需要が現状以上に拡大する可能性は低い。これらの状況を踏まえると、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合、本邦の産業は、現在の国内向け販売量を維持するために、少なくとも課税措置撤廃分と同等の値下げを余儀なくされると推定することが合理的である。

(169) 以上を踏まえ、令和 6 年の国内販売価格を基準として影響を検証した結果、現行の不当廉売関税に係る課税措置が撤廃された場合、調査対象貨物の 1kg 当たりの輸入単価は 142 円程度になると見込まれる。この場合、本邦の産業は、令和 6 年の国内販売単価【210-250】円を、少なくとも調査対象貨物と同等の価格まで引き下げる必要が生じる可能性がある。引下げ後の国内販売価格である 142 円と、「表 34 本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当期製造コスト（製造費用）の比較」に示す令和 6 年の当期製造コスト【数値】円とを比較すると、本邦の産業は、極めて厳しい価格設定を強いられることになる。

(170) さらに、代替可能性¹⁴³及び顧客が重視する事項の変化の見込み¹⁴⁴について確認したところ、回答が得られた産業上の使用者 3 者のうち、代替可能性の変化の見込みについては 2 者が「無」、1 者¹⁴⁵が「有」と回答したが、その内容は BCP 目的による第三国からの購入増加の可能性に関するものであった。また、顧客が重視する事項の変化の見込みについては 3 者ともに「無」と回答しており、引き続き調査対象貨物と本邦産同種の貨物の代替性は高いと認められる。このほか、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争を阻害する制限的な商慣行は確認されておらず¹⁴⁶、代用品の有無¹⁴⁷や品種間の相違の変化の見込み¹⁴⁸についても、全回答者が「無」と回答している。加えて、顧客が取引において価格を最も重視していることも確認された¹⁴⁹。

(171) これらを踏まえると、仮に生産量、国内販売量が令和 6 年並に維持された場合であっても、営業利益の悪化、雇用・賃金の悪化、研究開発費の削減、収入減少に起因するキャッシュフローの悪化等が生じ、必要最小限の設備投資も行うことが困難になると推定される。その結果、本邦の産業は、事業継続が極めて困難な状況に陥るおそれがあると考えるのが妥当である。

以上より、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後には、調査対象貨物の輸入が、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められる。

¹⁴³ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2-3）

¹⁴⁴ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-5-3）

¹⁴⁵ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（【産業上の使用者 A 社】）（調査項目 C-2-3）

¹⁴⁶ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、産業上の使用者質問状回答書（調査項目 C-6-1）

¹⁴⁷ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-7-1）

¹⁴⁸ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-2-3）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-3）

¹⁴⁹ 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-4-1）

表 34 本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当期製造コスト（製造費用）の比較

	令和6年 (2024年)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格 (円/kg)	【210-250】
当該輸入貨物の輸入価格 (円/kg)	142
当期製造コスト (円/kg)	【数値】

(出所) 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、F-2-4）、財務省貿易統計

(注 1) 当該輸入貨物の輸入価格(円/固形 kg)＝財務省貿易統計から算定した韓国産輸入額(円) ÷ 財務省貿易統計から算定した数量(固形 kg) ＋ 一般関税額

(注 2) 本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

4 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

4-1 調査の経緯に関する事項

(172) 調査開始告示で告示した法第 8 条第 27 項の調査において、政令第 15 条第 1 項の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

4-1-1 重要事実の開示

(173) 令和 8 年 4 月 8 日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知¹⁵⁰するとともに、重要事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を同月 22 日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、同月 30 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を同年 5 月 12 日とする旨を利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 2 項¹⁵¹に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」では無いことを明示した。また、韓

¹⁵⁰ 政令第 15 条第 1 項

¹⁵¹ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 3 項

国政府に対しても重要事実を書面で送付¹⁵²するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付¹⁵³した。

- (174) 上記(173)の重要事実の通知に際して、供給者に対して、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由並びに採用した証拠並びに適用した手法を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

4-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

- (175) 重要事実に係る反論は、その期限である令和8年4月22日までに、利害関係者2者から提出があり¹⁵⁴、重要事実に係る再反論は、その期限である令和8年5月12日までに、利害関係者1者から提出があった¹⁵⁵。利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「4-5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

4-1-3 秘密の情報

- (176) 上記(175)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密の情報として提供されたものはなかった。

4-1-4 証拠等の閲覧

- (177) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

4-2 「2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討

- (178) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

4-2-1 正常価格に係る反論・再反論の検討

¹⁵² 協定 6.9

¹⁵³ 協定 6.2

¹⁵⁴ 重要事実反論書（UNID 令和8年4月21日、AGC 令和8年4月22日）

¹⁵⁵ 重要事実再反論書（AGC 令和8年5月12日）

4-2-1-1 正常価格に係る反論

(179) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「2-1-3-1 正常価格」に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

(180) 供給者である UNID から、上記「2-1-3-1 正常価格」に関して、次の内容の重要事実に係る反論¹⁵⁶が提出された。

本件において調査当局は、第三者である単一の調査機関が算出した韓国国内販売価格を正常価格として採用している。しかし、この算定方法は客観性及び合理性の観点から問題がある。当社は韓国における唯一の製造者であり、これまでの調査過程において、実際の国内販売価格を示す確認票を複数回提出してきた。これらの確認票は、当社自身の実取引に基づくものであり、正常価格算定において当然に考慮されるべき重要な資料である。にもかかわらず、調査当局は、これらの確認票の内容を一切使用せず、参照すらせずに、第三者の単一調査機関の情報のみを基礎として価格を算出している。このように、利用可能であった複数の情報源や、市場調査などを通じて国内販売価格を多角的・客観的に検証することなく、一つの調査機関のデータのみに依拠することは、正常価格の算定として適切とは言えない。調査当局には、より幅広いデータを収集・比較し、その信頼性を検証した上で判断する姿勢が求められる。

4-2-1-2 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論に対する再反論

(181) 申請者である AGC より、上記(180)の UNID からの反論に対する次の内容の再反論¹⁵⁷が提出された。

UNID は調査協力を表明しながら質問状に一切回答せず、期限延長の要請もしていないことから、必要な情報提供義務を尽くしたとは認められない。このため、調査当局がファクツ・アヴェイラブルに基づき申請書記載の正常価格を採用したことは、AD 協定 6.8 条等に合致する適法かつ合理的な措置である。また、確認票の数値には裏付けがなく、当局がこれを採用しなかった判断も不合理ではない。よって、UNID の反論は理由がない。

4-2-1-3 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論の検討

(182) 上記(180)の UNID からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

¹⁵⁶ 重要事実反論書（UNID 令和 8 年 4 月 21 日）

¹⁵⁷ 重要事実再反論書（AGC 令和 8 年 5 月 12 日）

調査当局は、本件確認票において、当該設問に関し「協力する」と回答した場合には、確認票の該当項目のみならず、関連する質問状にも回答することを明示しており、確認票に記載された情報は、質問状への回答を通じて検証可能性が確保されることを前提として尊重されるべきものである。

しかしながら、UNID は確認票上「協力する」と回答したにもかかわらず、関連する質問状について回答を提出しなかった。その結果、確認票に記載された価格情報については、調査当局が十分に検証することが出来なかった。このため、当該価格情報を正常価格の算定の根拠として採用することは困難であり、調査当局は、慎重な検討を経て、知り得た事実として申請書に示された正常価格を採用したものである。

以上を踏まえると、上記(180)の UNID の反論は本件判断を左右するものとは認められない。

4-2-2 供給者の将来の生産に係る反論・再反論の検討

4-2-2-1 供給者の将来の生産に係る反論

(183) 供給者である UNID から、上記「**2-2-3 供給者の将来の生産**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論¹⁵⁸が提出された。

調査当局は、当社が将来的に生産能力を拡大する計画を有していることを根拠として、日本市場における損害が今後も継続または再発すると結論づけている。しかし、生産能力の拡大という事実そのものから、直ちに日本市場への輸出増加や損害の継続・再発が導かれるわけではない。確かに、当社のホームページや事業報告書には、生産能力の拡大や海外市場における事業拡大に言及する表現が見られるが、これらは一般的な経営戦略としての方向性を示したものであり、日本市場を特定の対象として輸出を拡大することを示す記載ではない。調査当局は、当社の生産能力拡大と日本市場への損害との間に、具体的かつ実証的な因果関係を示しておらず、単なる一般的表現から日本市場への悪影響を推認するのは論理の飛躍である。

4-2-2-2 供給者の将来の生産に係る反論に対する再反論

(184) 申請者である AGC より、上記(183)の UNID からの反論に対する次の内容の再反論¹⁵⁹が提出された。

¹⁵⁸ 重要事実反論書（UNID 令和 8 年 4 月 21 日）

¹⁵⁹ 重要事実再反論書（AGC 令和 8 年 5 月 12 日）

UNID は生産能力拡大が日本市場向けではないと主張するが、その具体的根拠を示していない。一方で、地理的近接性や市場状況からは、日本市場が有力な輸出先となる合理性が認められるうえ、申請者の知る限り、その日本事務所を通じて日本における積極的な営業活動を継続している。さらに、関税満了を前提とした価格引下げ要請等の実態も確認されていることから、生産増加に伴う日本向け輸出の拡大及び不当廉売の継続のおそれが認められる。したがって、当局の認定は合理的であり、UNID の反論は失当である。

4-2-2-3 供給者の将来の生産に係る反論の検討

(185) 上記(183)の UNID からの反論に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

UNID は、ホームページや事業報告書に記載された「生産能力の拡大」や「海外市場における事業拡大」等の表現は一般的な経営戦略の方向性を示すものであり、これらの記載から日本市場における輸入の増加や損害の継続・再発を推認することは適切ではないと主張するが、UNID から、当該「海外市場」に日本市場が含まれないことを示す具体的な資料は提出されていない。また、不当廉売関税が課税されている状況下においても日本向けに一定の輸出が行われていること、並びに日本市場が地理的に近接し、輸送コストの面で一定の優位性を有することが認められる。これらの事情を踏まえると、UNID が事業拡大の対象としている海外市場に日本市場が含まれると解することを否定することはできない。

また、調査当局は、UNID の生産能力の拡大という事実のみに基づき直ちに日本市場への不当廉売輸入の継続のおそれを認定したのではなく、「**2-2-4 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在**」及び「**2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在**」についての検討結果も踏まえて総合的に判断している。

以上を踏まえると、上記(183)の UNID の反論は、本件判断を左右するものとは認められない。

4-2-3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論・再反論の検討

4-2-3-1 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論

(186) 供給者である UNID から、上記「**2-2-4 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論¹⁶⁰が提出された。

調査当局は、韓国国内需要に有意な拡大要因が存在しないことを理由に、国内市場が余剰生産能力を吸収することは期待できないと判断しているが、その判断は根拠の面で不十分である。この結論は、申請者が提出した一つの市場環境調査報告書のみに依拠して導かれてい

¹⁶⁰ 重要事実反論書（UNID 令和 8 年 4 月 21 日）

る。当該報告書は、申請者が自らの主張を補強する目的で提出したものであり、内容が申請者に有利な方向に偏っている可能性を否定できない。調査当局は、このような単一の資料のみをもって国内需要の将来動向を判断するのではなく、複数の独立した調査機関による分析や、実際の市場データを収集・検証した上で、客観的かつ中立的に評価すべきであった。そうした検証を欠いたまま、生産能力拡大が日本向け輸出に向かうと結論づけることは適切ではない。

4-2-3-2 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論に対する再反論

(187) 申請者である AGC から、上記「2-2-4 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在」に関して、次の内容の重要事実に係る反論¹⁶¹が提出された。

AGC 提出の市場環境調査報告書は第三者機関による中立的分析に基づく信頼性の高いものであり、これに反する証拠を UNID は提示していない。したがって、韓国国内市場では余剰生産能力を十分に吸収できる需要増加が見込めないとした当局の判断は合理的である。また、UNID は韓国国内での需要増加について反論する一方、反論の要旨においては、生産能力と日本への輸出目的について述べている。主張の内容に即していない要約であり、失当である。

4-2-3-3 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論の検討

(188) 上記(186)の UNID からの反論に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

UNID は、調査当局が申請者の提出した市場環境調査報告書のみに基づき、韓国国内需要の大幅な拡大の見込みはないと判断し、UNID の生産能力拡大が日本向け輸出に向かうと結論付けたと主張する。

しかしながら、調査当局は、「2-2-4 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在」の「表 14 韓国における炭酸二カリウムの生産能力及び国内販売量推移」及び「表 15 韓国における炭酸二カリウムの将来の販売量推移」において、当局が収集及び分析した関係証拠として、外部調査機関の市場調査レポートに基づく韓国における炭酸二カリウムの国内販売量の推移を示しているところ、当該証拠からも、韓国国内需要について大幅な拡大の見込みがあるとは認められない。

このように、当局の判断は申請者提出の資料のみに依拠するものではなく、外部調査機関による分析結果も踏まえて行われている。

したがって、上記(186)の UNID の反論は、本件判断を左右するものとは認められない。

¹⁶¹ 重要事実反論書（UNID 令和 8 年 4 月 21 日）

4-2-4 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論・再反論の検討

4-2-4-1 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在及び不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論

(189) 供給者である UNID から、上記「2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」及び「2-2-6 不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に関して、次の内容の重要事実に係る反論¹⁶²が提出された。

(ア) 調査当局は、当社が生産能力を拡大した場合、その余剰が日本市場に向かうと主張しているが、その推論には客観的根拠が欠けている。当社は、生産能力拡大の主な目的が欧州や東南アジアなど他の海外市場にあると説明してきたが、調査当局は、地域別の輸出状況を示す具体的証拠がないとして、これを退けている。

しかし、地域別輸出データは当社の実際の販売実績に基づくものであり、それ以上に客観的な証拠を企業が提示することは現実的に困難である。調査当局自身も、日本向け輸出が増加することを示す直接的または間接的な証拠を提示していない。

(イ) また、日本は当社の輸出先の中で唯一、不当廉売関税を課している国であり、規制のない市場への輸出を優先する方が合理的である。

さらに、調査当局の論理は、日本の不当廉売関税が存在しなければ、当社の輸出が日本向けに回復・拡大するはずだという前提に立っているように見える。しかし、不当廉売関税が将来撤廃されるかどうかは、本質的に不確実で予測不可能な事柄であり、そのような前提に基づいて生産能力拡大という重要な経営判断が行われたと推測するのは、経営の実態や合理性に照らして不合理であり、条理に反する。

4-2-4-2 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在及び不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論に対する再反論

(190) 申請者である AGC より、上記(189)の UNID からの反論に対する次の内容の再反論¹⁶³が提出された。

当局は UNID の生産能力拡大の目的が日本向け輸出であるとまでは認定していない。UNID は輸出先に関する主張を行うのみで裏付け証拠を示していない。また、不当廉売関税

¹⁶² 重要事実反論書（UNID 令和 8 年 4 月 21 日）

¹⁶³ 重要事実再反論書（AGC 令和 8 年 5 月 12 日）

が輸出の制約であるとする主張自体が、関税撤廃後の輸出増の蓋然性を裏付けるものといえる。さらに、日本市場での安値販売の継続や日本拠点の維持といった事情も踏まえれば、当局の判断は合理的であり、UNID の反論は失当である。

4－2－4－3 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在及び不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論の検討

(191) 上記(189)の UNID からの反論に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

(ア) UNID は、調査当局は UNID の提出した地域別輸出データを客観性の欠如を理由に採用しなかった一方で、日本向け輸出増を裏付ける直接又は間接の証拠を示していないと主張する。

しかしながら、調査当局は、UNID の事業報告書及び当局が収集した資料等に基づき、UNID において生じ得る余剰生産が日本向け輸出により解消される可能性があることを認定している。したがって、当局が当該点に関する根拠を示していないとする UNID の主張については、採用することができない。

(イ) 次に、UNID は、不当廉売関税が将来撤廃されるか否かは不確実であることから、当該撤廃を前提として生産能力拡大の経営判断が行われたとする調査当局の推認は不合理であると主張する。

しかしながら、調査当局は、UNID の生産能力拡大の目的自体を日本市場向け輸出であると認定しているものではなく、生産能力拡大により生じる余剰生産が、地理的近接性等の事情を踏まえ、日本向け輸出に向かう可能性について検討しているにとどまる。

また、UNID は規制のない市場への輸出を優先する旨主張するものの、不当廉売関税の課税期間中においても日本向け輸出が一定程度継続している状況が認められる。

これらの事情を踏まえれば、当該関税の課税期間が満了した場合において、日本向け輸出が拡大する可能性があるとは評価することは不合理とはいえない。

以上の検討の結果、上記(189)の UNID の反論については、本件判断を左右するものとは認められない。

4－3 「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討

(192) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

4-3-1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論・再反論の検討

4-3-1-1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論

(193) 供給者である UNID より、上記「**3-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討**」に関し、次の内容の反論が提出された。

調査当局は、日本市場における韓国製品の最終消費者価格が日本製品の流通価格を上回っているという主張について、未検証の情報に基づいている可能性があるとして指摘した。しかし、この指摘は事実に基づくものではない。当社は、韓国製品の最終消費者価格を算定するにあたり、ITC トレードマップといった国際的に信頼性の高い輸入統計、国内運賃及び取扱コストに関するデータ、さらには主要な日本企業の監査報告書など、客観性の高い資料を用いて計算を行っている。同様に、日本製品の流通価格についても、日本国内の実際の貿易・流通ラインから収集した情報を基礎としており、恣意的に算出されたものではない。これらの点から、当該価格分析を未検証情報と一括して退けるのは不当である。

4-3-1-2 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論に対する再反論

(194) 申請者である AGC より、上記(193)の UNID からの反論に対する次の内容の再反論が提出された。

AGC は質問状等に適切に回答し、当局の検証を経てデータの正確性・合理性が確認されているため、その価格情報は高い信頼性を有する。一方、UNID の情報は同様の検証プロセスを経ておらず、採用されなかったことは相当である。当局は、信頼性ある国内価格と客観的な輸入価格（CIF ベース）を比較して分析を行っており、その手法も適切である。したがって、当局の判断は合理的であり、UNID の反論は失当である。

4-3-1-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論の検討

(195) 上記(193)の UNID からの反論に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

UNID の主張する、「韓国製品の最終消費者価格を算定するに当たり用いた資料」がどの資料を指すのかは必ずしも明確ではないが、Trademap - ITC calculations 貿易統計（証拠 7）、

港湾から UNID の主要な日本の顧客までの距離に基づき算出したトン当たり平均内陸運賃及び取扱手数料（証拠 3-1、3-2、3-5）、主要な日本の商社の財務諸表に基づき算出した取引利益率（証拠 3-4）、UNID が日本の代理店から収集したデータ（証拠 3-3）等を指すものと推測される。

その上で、Trademap・ITC calculations（証拠 7）については、その資料中の記載から、財務省貿易統計を基礎として作成されたものであると認められるところ、当局は当該一次情報を既に分析に用いており、改めて Trademap・ITC calculations（証拠 7）を分析する必要は認められない。

次に、内陸運賃及び取扱手数料に係る資料並びに代理店データのうち、特に証拠 3-3、3-5 については、電子メールを基礎とするものとされているが、提出資料において情報の相当部分が黒塗りされており、その出所、前提条件等を十分に確認することができない。

以上を踏まえると、UNID の価格算定に用いられたと見られる各資料について、調査当局において検証したデータと同等の根拠として採用することは困難である。

4-3-2 その他の証拠の提出及び意見の表明に対する調査当局の見解に係る反論・再反論の検討

4-3-2-1 その他の証拠の提出及び意見の表明に係る反論

(196) 供給者である UNID より、上記「**3-5-2-1 その他の証拠の提出及び意見の表明**」に関し、次の内容の反論が提出された。

(ア) 本調査においては、当社や関連事業者から提出された意見や証拠のうち、調査当局の結論に不利となるものが、十分な検討を経ることなく排除された事例が複数見られる。例えば、国内生産だけでは需要を満たせず、輸入が不可欠であるか否かという重要な論点について、調査当局は、本調査の判断事項ではないとして採用しなかった。また、輸入業者から示された、関税延長が需要価格の安定や事業継続に与える重大な悪影響や公益への懸念についても、形式的に調査対象外とされ、実質的な検討がなされていない。さらに、震災後の供給不安を補完した韓国産品の役割に関する主張についても、公平性や供給安定という観点から重要であるにもかかわらず、検討対象外として退けられている。このように、調査当局が自らに有利な主張のみを採用し、不利な意見を排除している点は不当である。

(イ) 調査当局は、原材料価格の変動が損害指標に影響を与える可能性を認めているにもかかわらず、それでも損害が継続または再発するおそれがあると結論づけている。しかし、損害の有無や規模を適切に評価するためには、原材料価格の変動による影響と、輸入製品による影響とを明確に区別し、それぞれがどの程度寄与しているのかを検証する必要

がある。調査当局は、この点について、両者の影響をどのように区別し、被害の規模をどのように算定したのかを具体的に示していない。影響を認めるにとどまり、分析手法や証拠を示さないまま損害認定を行うことは、認定の根拠として不十分であり、不当である。

4-3-2-2 その他の証拠の提出及び意見の表明に係る反論に対する再反論

(197) 申請者である AGC より、上記(196)の UNID からの反論に対する次の内容の再反論が提出された。

UNID は原材料価格の変動と不当廉売の影響を分離して評価すべきと主張するが、これらは相互に関連するため、定量的に切り分けることは困難である。したがって、そのような分析を行わなかった当局の対応は不合理ではない。加えて、価格引下げ圧力や取引量減少の示唆といった具体的事実から、不当廉売による損害及びその再発のおそれは認められる。よって、当局の判断は合理的であり、UNID の反論は失当である。

4-3-2-3 その他の証拠の提出及び意見の表明に係る反論の検討

(198) 上記(196)の UNID からの反論に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

(ア) UNID は、国内供給の状況、関税延長の公益への影響、震災後の韓国産品の役割に関する主張が十分に検討されていないと主張する。

しかしながら、本調査においては、不当廉売輸入による国内産業への影響の有無及びそのおそれを判断対象としており、当該主張に含まれる公益性や供給安定性等の観点は、判断の枠組みとは異なる性質のものである。したがって、これらの論点については、本件調査における判断対象とはしていない。なお、国内生産だけでは需要を満たせず、輸入が不可欠か否かについては、上記(156) (イ) において検討されている。

(イ) 次に、UNID は、原材料価格の変動による影響と輸入製品による影響を区別して検証すべきであると主張する。

この点について、調査当局は、上記(132)において「令和 2 年から令和 5 年にかけて原材料費上昇を主因とする製造原価の増加幅が 109 ポイントであったのに対し、国内販売価格の増加幅は 107 ポイントにとどまった。令和 5 年には、調査対象貨物の提示価格が交渉の基準（引き合い）として用いられた結果、主要顧客からの値上げ幅圧縮や値下げ要求（見積書・入札結果・価格交渉記録等）が生じ、シェアを落とした事例が確認された。」と述べている。さらに、上記(133)においては「令和 6 年には、製造原価の下落に伴い、本邦産同種の貨物の国内販売価格も下落したが、**「3-4-3 販売及び市場占拠率」**に示すとおり、調査対象貨物の価格も下落し、相対的に低価格水準を維持していた。

本邦の産業は、値下げを限定的にとどめた一方で、一部の取引先においては調査対象貨物の価格を引き合いに出され、シェア維持のために、製造原価に見合った価格設定をすることができなかった事例が確認された。」と述べている。すなわち、当該輸入貨物が、原材料価格変動分の販売価格への転嫁を阻害した事実について、証拠に基づき分析を行った。

以上を踏まえると、上記(196)の UNID の主張は、本件判断を左右するものとは認められない。

4-4 重要事実を支持する意見

(199) 申請者である AGC から、「課税期間が終了すれば不当廉売された炭酸二カリウムの輸入が継続するおそれがあり、かつ、当該輸入により、本邦の産業に実質的な損害が発生するおそれがあるとする重要事実の内容を支持する。」との重要事実を支持する意見の表明¹⁶⁴があった。具体的には、UNID による各反論についてはいずれも十分な根拠を欠くものであるとし、調査当局が採用した不当廉売の継続のおそれに関する認定は適切であると主張した。

また、本邦産業の範囲の認定に当たり日本曹達のデータを考慮すること、並びに輸入価格と国内価格の比較分析に基づく価格影響の認定についても、いずれも妥当であるとした。

さらに、UNID 及び輸入業者によるその他の主張についても、本調査の対象外であるか又は十分な裏付けを欠くものであるとし、重要事実における各判断は支持されるべきであると述べた。

4-5 重要事実に関する反論・再反論の検討についての結論

(200) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 結論

(201) 以上のとおり、韓国の供給者が生産する炭酸二カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれがあるものと認められた。また、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の継続又は再発のおそれがあると認められた。

¹⁶⁴ 重要事実反論書（AGC 令和 8 年 4 月 22 日）

主要証拠等目録

番号	標目
1	大韓民国産の炭酸ナトリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面（開示版）（AGC株式会社）
2	海外供給者に対する確認票の回答（UNID Co., Ltd.）
3	輸入者に対する確認票の回答（伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社）
4	輸入者に対する確認票の回答（株式会社マルー）
5	輸入者に対する確認票の回答（善ケミカル株式会社）
6	本邦生産者に対する確認票の回答（AGC株式会社）
7	本邦生産者に対する確認票の回答（日本曹達株式会社）
8	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者A】）
9	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者B】）
10	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者C】）
11	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者D】）
12	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者F】）
13	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者O】）
14	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者S】）
15	証拠の提出について（UNID Co., Ltd.）
16	意見の表明について（UNID Co., Ltd.）
17	意見の表明について（伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社）
18	本邦生産者に対する質問状の回答書及び令和7年11月7日付け及び同年12月15日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（AGC株式会社）
19	産業上の使用者に対する質問状の回答書及び令和7年11月7日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書について（【産業上の使用者A】）
20	産業上の使用者に対する質問状の回答書及び令和7年11月7日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書について（【産業上の使用者C】）
21	産業上の使用者に対する質問状の回答書及び令和7年11月7日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書について（【産業上の使用者F】）
22	「大韓民国産炭酸ナトリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」における現地調査結果報告書及び提出資料（AGC株式会社）

番号	標目
23	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(UNID Co., Ltd.)
24	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(AGC株式会社)
25	重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(UNID Co., Ltd.)
26	調査当局が収集及び分析した関係証拠